

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	県税の賦課徴収等に関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

和歌山県は、県税の賦課徴収等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

- ・和歌山県は、県税の賦課徴収等に関する事務を行うために、県税運営システムを使用している。
- ・県税運営システムでは、内部による不正利用防止のため、利用者の限定、アクセス権限の設定、システム操作記録の保存等の措置を講じている。
- ・外部との接続にあたっては、他の通信と論理的に分離した独立性の高いネットワークを形成するとともに、ファイアウォール等による通信制御を実施することで、不正アクセスに対する措置を講じている。
- ・税務端末は、情報漏えい対策としてホームページ閲覧や電子メールによる外部との情報の送受信を行うことができない仕様とするとともに電子記録媒体の使用制限を行っている。

評価実施機関名

和歌山県知事

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

令和7年10月22日

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	県税の賦課徴収等に関する事務
②事務の内容 ※	地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律及び和歌山県条例(昭和25年和歌山県条例第37号)等の関係法令に基づき、県税に係る全税目の課税から収納管理、滞納整理に至る一連の事務を行う。 ＜課税業務＞ ①納税者等から提出される申告書等を受け付け、確認を行う。 ②必要に応じて、住民基本台帳ネットワークシステムから本人確認情報入手し、納税者等の個人番号の真正性確認を行う。 ③①の申告書等が減免等の要件に該当する場合は、情報提供ネットワークシステムと連携して情報照会を行い、減免等の要件確認を行う。 ④自動車税(種別割)の課税事務のため、地方公共団体情報システム機構から自動車登録情報(分配データ)、地方税共同機構からOSS(自動車保有関係手続のワンストップサービス)における申請データを入力する。 ⑤個人事業税の課税事務のため、国税庁又は他の都道府県から地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて所得税申告書等データを入力するとともに、和歌山県では課税権を有しない者の所得税申告書等データを課税権を有する都道府県へ回送する。 ⑥納税者等又は官公署に対する課税調査(資料の閲覧・記録等)等を通じて課税資料を入力する。 ⑦③に基づき決定した減免等の内容について、納税者等に減額通知書等を送付する。 ⑧課税した内容について、納税者等に納税通知書等を送付する。 ＜収納管理業務＞ ⑨納税者等が納付したことについて、金融機関等(共通納税システム、OSS含む)から送付される収納済通知書等及び収納データにより確認する。 ⑩納税者等からの納税証明書交付申請書を受け付け、確認後に納税証明書を交付する。 ⑪過誤納金がある場合は、還付又は充当処理を行い、還付内容については、納税者等に還付通知書等を送付する。 ＜滞納整理業務＞ ⑫納期限後、一定の期間が経過しても納付されない場合は、必要に応じて、納税者等に督促状等を送付する。 ⑬督促状等の送付後、一定の期間が経過しても納付されない場合は、必要に応じて、滞納整理又は納税の猶予措置等を行う。 ＜宛名管理等業務＞ ⑭①～⑬の賦課徴収等に関する事務に基づき、必要に応じて、納税者等の宛名管理(登録、照会、修正、突合等)を行う。 ⑮県税運営システムの維持管理並びに賦課徴収等に関する事務における各種帳票の入出力及び配送等を業者委託する。 (※詳細は、「(別添1)事務の内容」を参照)
③対象人数	＜選択肢＞ [30万人以上] 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	県税運営システム
②システムの機能	県税の賦課徴収等に関する事務の基幹となるシステムであり、全税目の課税から収納管理、滞納整理に至る一連の処理を行うための機能を有している。 システムの機能は、以下のとおり。 1. 課税管理機能 調定、更正、減免等の課税状況を管理する機能 2. 収納管理機能 収納、還付、充当等の収納状況を管理する機能 3. 滞納整理機能 債権管理、督促、差し押さえ等の滞納整理状況を管理する機能 4. 県税統合宛名管理機能 全税目に係る宛名情報を一元的に管理する機能
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [] 税務システム [○] その他 (国税連携システム、県税運営クラウドサービス)

システム2～5					
システム2					
①システムの名称	団体内統合宛名管理システム				
②システムの機能	1. 宛番号付番機能 団体内統合宛番号が未登録の個人について、新規に団体内統合宛番号を付番する機能。 2. 宛情報等管理機能 団体内統合宛名管理システムにおいて宛情報を団体内統合宛番号、個人番号と紐付けて保存し、管理する機能。 3. 中間サーバー連携機能 中間サーバーに対する情報照会の要求依頼及び情報照会結果取得依頼等を行う機能。 4. 庁内業務システム連携機能 庁内の業務システムからの要求に基づき、個人番号または団体内統合宛番号に紐づく宛名情報を通知する機能。				
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☐ その他 （ 中間サーバー、庁内業務システム(番号制度関連)、県税運営クラウドサービス ）				
システム3					
①システムの名称	地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー（以下「中間サーバー」という。）				
②システムの機能	中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）、庁内業務システム、団体内統合宛名管理システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、符号の取得（※１）や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。（※１）セキュリティの観点より、特定個人情報の照会と提供の際は、「個人番号」を直接利用せず「符号」を取得して利用する。 システムの機能は、以下のとおり。 1. 符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、団体内統合宛名管理システムが付番・管理し情報保有機関内で個人を特定するために利用する「統合宛番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。 2. 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。 3. 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。 4. 庁内業務システム接続機能 中間サーバーと庁内業務システム、団体内統合宛名管理システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。 5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。 6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。 7. データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。 8. セキュリティ管理機能 特定個人情報(連携対象)の暗号化及び復号や、電文への署名付与、電文及び提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）から受信した情報提供NWS配信マスター情報を管理する機能。 9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。 10. システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。				
③他のシステムとの接続	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 （ ）				

システム4

①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム（※都道府県サーバ部分について記載）
②システムの機能	1. 本人確認情報の更新 都道府県知事保存本人確認情報ファイルを最新の状態に保つため、市町村コミュニケーションサーバを経由して通知された本人確認情報の更新情報を元に当該ファイルを更新し、全国サーバに対して当該本人確認情報の更新情報を通知する。 2. 和歌山県の他の執行機関への情報提供 和歌山県の他の執行機関による住民基本台帳法に基づく情報照会に対応するため、照会のあった当該個人の個人番号・4情報（氏名・住所・生年月日・性別）等に対応する本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、照会元を提供する。 3. 都道府県知事保存本人確認情報の開示 住民基本台帳法に基づく住民による自己の本人確認情報の開示請求に対応するため、当該個人の本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、帳票に出力する。 4. 機構保存本人確認情報の情報照会 全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。 5. 本人確認情報の検索 代表端末又は業務端末において入力された4情報の組合せをキーに都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 6. 本人確認情報の整合性確認 都道府県知事保存本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市町村から本人確認情報を受領し、当該本人確認情報を用いて当該ファイルに記録された本人確認情報の整合性確認を行う。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 （)

システム5

①システムの名称	国税連携システム
②システムの機能	・国税連携システムは、国及び地方を通じた税務事務の一層の効率化を図るため、一般社団法人地方税電子化協議会が構築したシステムであり、平成23年1月から運用が開始された。 ・国税庁に申告された所得税申告書等データが総合行政ネットワーク（LGWAN）を通じて送付される。 ・国税連携システムには、 1. 国税庁から、地方税ポータルセンタ（eLTAX）を通じて、所得税申告書等データを受領する。 2. 他の都道府県に対して、所得税申告書等データを送付する。 等の機能がある。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [○] 税務システム [○] その他 （ 地方税ポータルセンタ（eLTAX）、県税運営クラウドサービス ）

システム6～10

システム6

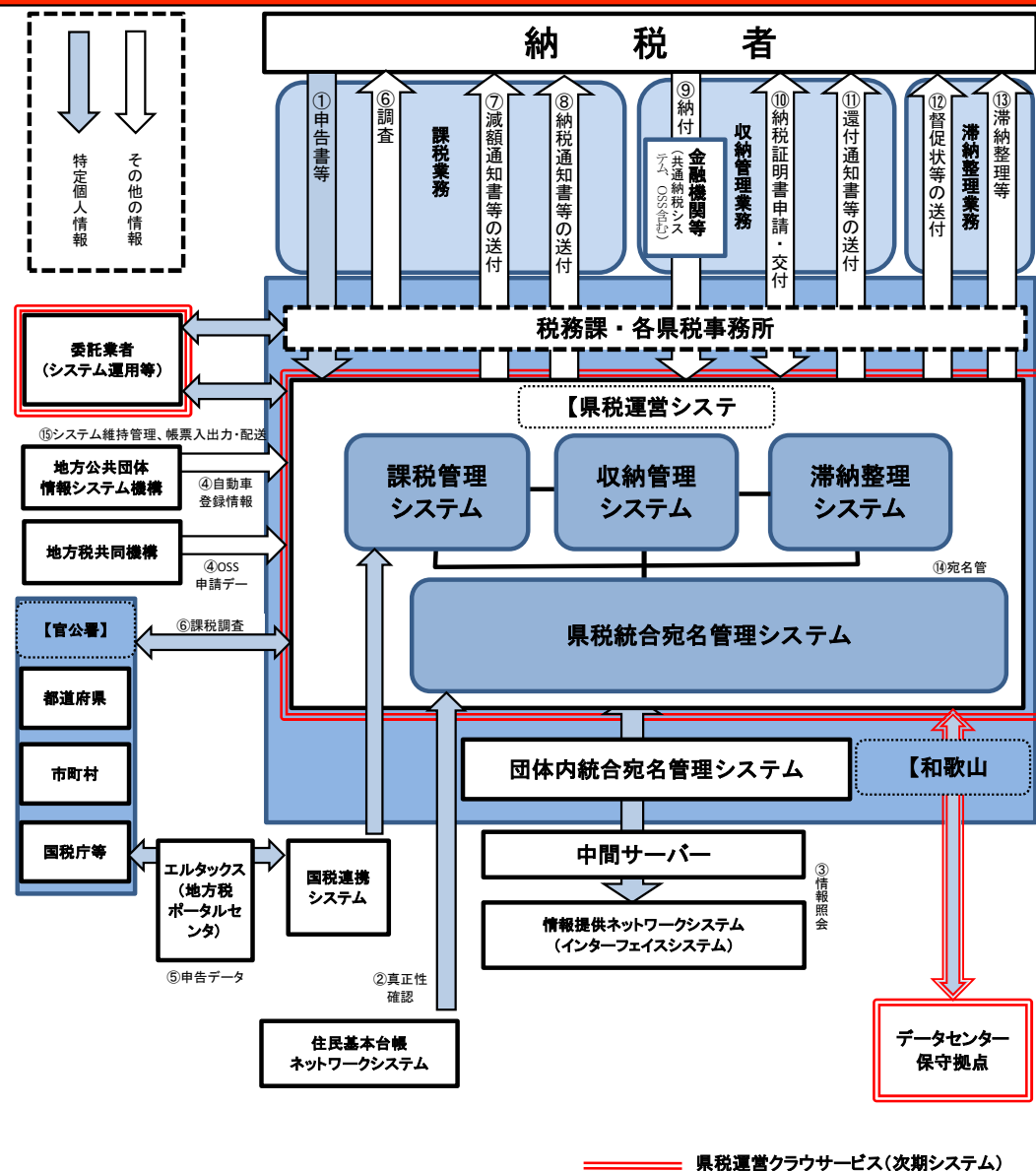
①システムの名称	県税運営クラウドサービス
②システムの機能	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税のうち県税の賦課徴収又は地方税のうち県税に関する調査(犯罪事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるものに関する電算処理 1 課税管理機能 課税、減免等の課税管理業務を行う。 2 収納管理機能 収納、還付、充当、納税証明書、督促状送付等の収納管理業務を行う。 3 滞納整理機能 催告書送付や納税者単位の滞納状況及び財産、折衝記録等の滞納管理業務を行う。 4 県税統合宛名管理機能 納税者のあて名情報の管理業務を行う。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [○] 税務システム [○] その他 （国税連携システム)

システム11～15

システム16～20

3. 特定個人情報ファイル名	
県税運営システムデータベースファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	県税の賦課徴収等に関する事務を適正に実施することを目的として、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)の規定に基づき申告書等に記載された個人番号を入手し、納税者等の特定、宛名の突合及び減免等要件確認のための情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行うため、特定個人情報ファイルを取り扱う必要がある。
②実現が期待されるメリット	適正公平な賦課徴収等に関する事務につながるとともに、宛名の突合・照会等の事務を効率化できる。 県税の減免申請等を受ける際、納税者等に提供を求める情報を、和歌山県が情報提供ネットワークシステム等を通じて入手することにより、添付書類の削減が図られ、納税者等の負担軽減が期待される。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の24及び133の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条及び第72条
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)の表49の項
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部総務管理局税務課
②所属長の役職名	総務部総務管理局税務課長
8. 他の評価実施機関	
—	

(別添1) 事務の内容



(備考)

地方税法その他の地方税に関する法律及び和歌山県税条例等の関係法令に基づき、県税に係る全税目の課税から収納管理、滞納整理に至る一連の事務を行う。

- ①納税者等から提出される申告書等を受け付け、確認を行う。
- ②必要に応じて、住民基本台帳ネットワークシステムから本人確認情報を入力し、納税者等の個人番号の真正性確認を行う。
- ③①の申告書等が減免等の要件に該当する場合は、情報提供ネットワークシステムと連携して情報照会を行い、減免等の要件確認を行う。
- ④自動車税の課税事務のため、地方公共団体情報システム機構から自動車登録情報(分配データ)、地方税共同機構からOSS(自動車保有関係手続のワンストップサービス)における申請データを入力する。
- ⑤個人事業税の課税事務のため、国税庁又は他の都道府県から地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて所得税申告書等データを入力するとともに、和歌山県では課税権を有しない者の所得税申告書等データを課税権を有する都道府県へ回送する。
- ⑥納税者等又は官公署に対する課税調査(資料の閲覧・記録等)等を通じて課税資料を入力する。
- ⑦③に基づき決定した減免等の内容について、納税者等に減額通知書等を送付する。
- ⑧課税した内容について、納税者等に納税通知書等を送付する。
- ⑨納税者等が納付したことについて、金融機関等(共通納税システム、OSS含む)から送付される収納済通知書等及び収納データにより確認する。
- ⑩納税者等からの納税証明書交付申請書を受け付け、確認後に納税証明書を交付する。
- ⑪過誤納金がある場合は、還付又は充当処理を行い、還付内容については、納税者等に還付通知書等を送付する。
- ⑫納期限後、一定の期間が経過しても納付されない場合は、必要に応じて、納税者等に督促状等を送付する。
- ⑬督促状等の送付後、一定の期間が経過しても納付されない場合は、必要に応じて、滞納整理又は納税の猶予措置等を行う。
- ⑭①～⑬の賦課徴収等に関する事務に基づき、必要に応じて、納税者等の宛名管理(登録、照会、修正、突合等)を行う。
- ⑮県税運営システム(県税運営クラウドサービス)の維持管理並びに賦課徴収等に関する事務における各種帳票の入出力及び配送等を業者委託する。

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
県税運営システムデータベースファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	システム用ファイル ☐ システム用ファイル ☐ その他の電子ファイル(表計算ファイル)
②対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 ☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	納税者等及び課税調査対象者
その必要性	県税の適正公平な賦課徴収、事務の効率化及び納税者等の利便性の向上を実現するため、必要な範囲の特定個人情報ファイルを保有する。
④記録される項目	100項目以上 ☐ 10項目未満 ☐ 10項目以上50項目未満 ☐ 50項目以上100項目未満 ☐ 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 ☐ 個人番号 ☐ 個人番号対応符号 ☐ その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 ☐ 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) ☐ 連絡先(電話番号等) ・業務関係情報 ☐ 国税関係情報 ☐ 地方税関係情報 ☐ 健康・医療関係情報 ☐ 医療保険関係情報 ☐ 児童福祉・子育て関係情報 ☐ 障害者福祉関係情報 ☐ 生活保護・社会福祉関係情報 ☐ 介護・高齢者福祉関係情報 ☐ 雇用・労働関係情報 ☐ 年金関係情報 ☐ 学校・教育関係情報 ☐ 災害関係情報 ☐ その他 ()
その妥当性	1. 個人番号及びその他識別情報 納税者等の特定を行うため。 2. 4情報及び連絡先 納税者等の特定及び本人への連絡を行うため。 3. 国税関係情報 所得税申告書の情報を保有し、課税事務を行うため。 4. 地方税関係情報、障害者福祉関係情報、生活保護関係情報 市町村等から入手した課税に関する情報を確認して課税事務を行い、又は県税の減免等の要件に関する情報を確認して減免等の事務を行うため。
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月
⑥事務担当部署	総務部総務管理局税務課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署（ 団体内統合宛名管理システムを利用する部署 ） ☐ 行政機関・独立行政法人（ 国税庁等 ） ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人（ 他の都道府県、市町村 ） ☐ 民間事業者（ ） ☐ その他（ 地方公共団体情報システム機構 ）
②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他（ 地方税ポータルセンタ(eLTAX)、住民基本台帳ネットワークシステム ）
③入手の時期・頻度		1. 本人又は本人の代理人 納税者等から申告書等の提出を受けた都度 2. 評価実施機関内の他部署（団体内統合宛名管理システムを利用する部署） 減免等要件の確認が必要な都度 3. 行政機関・独立行政法人等（国税庁） 国税連携システムにおいて、所得税申告書データの受信がある都度 4. 地方公共団体・地方独立行政法人（他の都道府県、市町村） 不動産取得税等の課税に関する情報の提供を受ける都度 減免等要件の確認が必要な都度 5. 地方公共団体情報システム機構 個人番号の真正性確認が必要な都度
④入手に係る妥当性		1. 本人又は本人の代理人 納税者等から、地方税法その他の地方税に関する法律等に規定された申告書等の提出を受け、必要な課税情報を入手する。 2. 評価実施機関内の他部署（団体内統合宛名管理システムを利用する部署） 減免等要件の確認のため、団体内統合宛名管理システムを通じて庁内業務システムから障害者関係情報を入手する。また、個人番号の真正性確認のため、住民基本台帳ネットワークシステム（都道府県サーバ）で管理している情報と突合することにより、情報の相違がないかを確認するために入手する。 3. 行政機関・独立行政法人等（国税庁） 個人事業税の課税事務を行うため、国税連携システムから所得税申告書情報を入手する。 4. 地方公共団体・地方独立行政法人（他の都道府県、市町村） 不動産取得税等の課税事務又は減免等の要件確認に必要な情報を入手する。 5. 地方公共団体情報システム機構 入手した特定個人情報の真正性の確認及び県税運営システムで管理している情報の真正性確認のため、住民基本台帳ネットワークシステム（全国サーバ）で管理している情報と突合することにより、情報の相違がないかを確認するために入手する。
⑤本人への明示		・番号法第9条及び別表の24及び133の項並びに第20条の規定において、県税の賦課徴収等に関する事務において特定個人情報を入手し使用できることが明示されている。 ・地方税法その他の地方税に関する法律及び和歌山県税条例等の規定において、申告書等の税務関係書類に個人番号の記載を求め、特定個人情報を入手することが明示されている。
⑥使用目的 ※		県税の適正公平な賦課徴収、事務の効率化及び納税者等の利便性向上を実現するため。
変更の妥当性		—
⑦使用の主体	使用部署 ※	和歌山県総務部総務管理局税務課 和歌山、紀北、紀中及び紀南県税事務所 伊都、日高及び東牟婁振興局地域づくり部
	使用者数	[100人以上500人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上

⑧使用方法 ※		1. 課税 調定、更正、減免等の課税事務を行う。 2. 収納管理 収納、還付、充当等の収納管理事務を行う。 3. 滞納整理 債権管理、督促、差し押さえ等の滞納整理事務を行う。 4. 県税統合宛名管理 全税目に係る宛名情報の一元的な管理を行う。
	情報の突合 ※	1. 上記1について 個人番号の真正性確認を行うため、申告書等に記載された内容と県税運営システムにおける宛名情報又は住民基本台帳ネットワークシステムから入手した個人番号及び4情報との突合を行う。 県税の減免等を行うため、本人から提出された減免申請書等の内容と、和歌山県その他部署又は他の地方公共団体から入手した地方税関係情報、障害者関係情報、生活保護情報との突合を行う。 2. 上記2、3及び4について 納税者等の確認(特定等)を行うため、県税運営システムにおける宛名情報又は住民基本台帳ネットワークシステムから入手した個人番号及び4情報との突合を行う。
	情報の統計分析 ※	特定個人情報を用いて特定の個人を判別しうような情報の統計や分析は行わない。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	県税の賦課、更正、決定、減免及び滞納整理等
⑨使用開始日		平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	☐ 委託する ☐ 委託しない ☐ 1) 委託する ☐ 2) 委託しない ☐ 1) 件	
委託事項1	県税運営システム運用管理業務	
①委託内容	県税運営システム及び国税連携システム等の運用管理業務	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	☐ 特定個人情報ファイルの全体 ☐ 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 1万人未満 ☐ 1万人以上10万人未満 ☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※	県税に係る納税者等及び課税調査対象者	
その妥当性	県税の適正公平かつ効率的な賦課徴収等に関する事務を行うことを目的として、必要な範囲の特定個人情報を保有している県税運営システムの運用管理を行うため、委託先は、納税者等及び課税調査対象者の情報を取り扱う必要がある。	
③委託先における取扱者数	☐ 10人以上50人未満 ☐ 10人未満 ☐ 10人以上50人未満 ☐ 50人以上100人未満 ☐ 100人以上500人未満 ☐ 500人以上1,000人未満 ☐ 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 (県税運営システム)	
⑤委託先名の確認方法	県報に告示している。	
⑥委託先名	株式会社南大阪電子計算センター	
再委託	⑦再委託の有無 ※	☐ 再委託する ☐ 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合は、委託先より事前に書面による申請を受け、委託元自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられていること等を確認し、内部における決裁を経た後に承認することとする。
	⑨再委託事項	本委託業務の一部

[illegible]

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	☒ 提供を行って () 件 ☐ 移転を行って () 件 ☐ 行っていない
提供先1	他の都道府県、市町村及び国税庁
①法令上の根拠	番号法第19条第10号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令(平成26年政令第155号)(以下「番号法施行令」という。)第21条及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則(平成26年内閣府・総務省令第3号)(以下「番号法施行規則」という。)第19条
②提供先における用途	提供先における国税及び地方税の賦課徴収等に関する事務
③提供する情報	番号法第19条第10号、番号法施行令第21条及び番号法施行規則第19条に規定された地方税法又は国税に関する法律の規定に基づく県税の納税者等情報
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 1万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	県税の納税者等
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☒ その他 (LGWAN) ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	地方税法又は国税に関する法律の規定に基づき、提供の必要が生じた都度

6. 特定個人情報の保管・消去														
①保管場所 ※		＜和歌山県における措置＞ ホストコンピュータ及びサーバに記録された特定個人情報は、所持する者が限定された入退室証により入退室管理を行うセキュリティゲートを設置した部屋に保管している。 端末等に記録された特定個人情報は、和歌山県情報セキュリティ対策基準規程（平成16年和歌山県訓令第40号）（以下「対策基準」という。）第10条の規定に基づき、所属長が許可した者のみが入室でき、職員の不在時には施錠を行う執務室内に保管している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策クラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けている。 ・日本国内でデータ保管している。 特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 ＜県税運営クラウドサービスにおける措置＞ ①特定個人情報は、データセンター運営会社が管理するデータセンターに設置した仮想化基盤上に構築されている仮想サーバー内に保管されている。 データセンターへの入館には、入館許可登録のある運営会社正社員のIDカード及び生体認証で開錠することで入室可能なセキュリティを実施している。 ②データセンター内の仮想化基盤には、データセンター運営会社の許可された正社員のみがアクセス可能であり、仮想化基盤管理システムへのログインは、担当者のIDとパスワードによる認証が必要である。また、管理に使用する端末は、信頼性の高いウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルは常に最新の状態を維持して、セキュリティ対策を行っている。また、仮想化基盤管理システムはインターネットへの接続点を持たず、外部からの影響を排除する構成としてる。 ③仮想化基盤上に構成された仮想サーバーには、県税クラウドサービスの保守運用委託先からのみアクセス可能な構成としており、認証のためのID及びパスワードも県税クラウドサービスの保守運用委託先のみが保持している。												
	期間	[20年以上]	＜選択肢＞ <table><tr><td>1) 1年未満</td><td>2) 1年</td><td>3) 2年</td></tr><tr><td>4) 3年</td><td>5) 4年</td><td>6) 5年</td></tr><tr><td>7) 6年以上10年未満</td><td>8) 10年以上20年未満</td><td>9) 20年以上</td></tr><tr><td colspan="3">10) 定められていない</td></tr></table>	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年	4) 3年	5) 4年	6) 5年	7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上	10) 定められていない	
1) 1年未満	2) 1年	3) 2年												
4) 3年	5) 4年	6) 5年												
7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上												
10) 定められていない														
②保管期間	その妥当性	賦課徴収等に関する情報は、地方税法における更正、決定等の期間制限及び消滅時効に係る規定等に基づき、次に掲げるいずれか遅い日以後に消去することとしている。 ・法定納期限日の翌日から起算して7年を経過した日 ・完納日若しくは不納欠損決定日又は還付支払日の翌日から起算して5年を経過した日 なお、未納の納税者等に係る情報は、上記の期間に関わらず保管する必要があることから、20年以上を選択している。												
③消去方法		データ消去については、以下のとおり処理している。 1. 保管期間を経過した特定個人情報は、専用の消去ツール又はプログラムによって、復元できないよう完全に消去する。 2. 特定個人情報を保存した機器の更新又は故障等の事由により廃棄する場合は、上記の作業を行うとともに、特定個人情報が判読できないよう物理的破壊を行う。 なお、上記処理には原則として県職員が立ち会い、県組織の敷地内若しくは所属長の指定する場所又はシステムの設置場所にて実施することとする。 また、申告書等の紙媒体は、焼却処理等を行う。												

7. 備考

県税運営クラウドサービスはパッケージシステムであり、ローコード(EUC)開発やデータ移行準備は令和7年度より開始予定。令和9年1月に本番運用開始予定。

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

【県税務システム共通管理】記録項目48

〈税務システム操作員情報〉記録項目8

操作員コード、パスワード、漢字氏名、カナ氏名、所属事務所コード、納税事務フラグ、推進員フラグ、データ更新日

〈滞納整理支援システム操作員情報〉記録項目15

操作員コード、パスワード、漢字氏名、カナ氏名、所属事務所コード、課内電話番号、管理者区分、徴税吏員区分、直属上司の操作員コード、担当者区分、副担当者コード1、副担当者コード2、通知書印字用の氏名、課コード、グループ名

〈税務システムアクセスログ〉記録項目13

事務所コード、アクセス日、アクセス時間、操作端末番号、操作者、税目コード、画面ID、画面名称、キーID、処理内容、納税者氏名、税目固有キー、備考

〈リスト管理情報〉記録項目12

事務所コード、税目コード、リスト作成日、リスト作成時間、帳票区分、帳票名、出力先プリンタ、リストページ数、用紙区分、用紙サイズ、出力済フラグ、リスト内容

【県税統合宛名管理】記録項目169

〈宛名基本情報〉記録項目38

法人・個人区分、県税独自番号、マイナンバー、団体内宛名番号、法人組織前後コード、法人組織コード、法人組織コード(県独自用)、異動日、異動事由、カナ名称又はカナ氏名、名称又は氏名、郵便番号、住所コード、番地等、方書、生年月日、性別、電話番号、秘匿区分、相続人_氏名、相続人_住所、相続人_事務所、相続人_税目コード、相続人_課税年度、相続人_納税番号等、相続人_マイナンバー、相続人_メモ内容、個人メモ内容、検索用カナ氏名、検索用漢字氏名、検索用番地、検索用住所、データ作成日、データ更新日、データ更新の事務所コード、データ更新の操作員コード、団体内統合宛名登録状況、法人番号公表同意撤回フラグ

〈既存宛名紐付情報〉記録項目3

事務所コード、税目コード、既存宛名キー

〈マイナンバー履歴情報〉記録項目10

法人・個人区分、マイナンバー(旧)、マイナンバー(新)、県税独自番号、申請日、変更事由、変更日、変更した事務所、変更した操作員、団体内統合宛名更新サイン

〈既存宛名統合結果情報〉記録項目27

統合元_法人個人区分、統合元_県税独自番号、総合先_法人個人区分、総合先_県税独自番号、連番、操作事務所、操作者コード、更新日、更新時間、統合元_氏名又は名称(漢字)、統合元_住所又は所在地、統合元_生年月日又は設立年月日、統合元_マイナンバー、統合先_氏名又は名称(漢字)、統合先_住所又は所在地、統合先_生年月日又は設立年月日、統合先_マイナンバー、既存宛名キー_事務所、既存宛名キー_税目、既存宛名キー_納税番号等、既存宛名_氏名又は名称(漢字)、既存宛名_住所又は所在地、統合元_削除区分、統合先_履歴追加区分、統合先_メモ追加区分、統合先_相続人追加区分、統合先_情報連携NWS追加区分

〈既存宛名自動更新結果情報〉記録項目49

法人・個人区分、県税独自番号、更新日、時間、紐付けキー、処理区分、個人番号、県庁宛名番号、自動反映区分_住所_所在地、自動反映区分_氏名_名称、自動反映区分_電話番号、画面表示区分_管轄事務所のみ表示、画面表示区分_XX年度以上表示、画面表示区分_還付_未納のみ表示、操作者事務所、操作者コード、変更前_住所コード、変更前_番地、変更前_方書、変更前_郵便番号、変更前_氏名_名称(カナ)、変更前_氏名_名称(漢字)、変更前_生年月日、変更前_性別、変更前_電話番号、変更前_秘匿区分、変更前_異動日、変更前_異動事由、変更前_法人組織前後コード、変更前_法人組織コード、変更後_住所コード、変更後_番地、変更後_方書、変更後_郵便番号、変更後_氏名_名称(カナ)、変更後_氏名_名称(漢字)、変更後_生年月日、変更後_性別、変更後_電話番号、変更後_秘匿区分、変更後_異動日、変更後_異動事由、変更後_法人組織前後コード、変更後_法人組織コード、宛名更新済サイン、カナ氏名桁落ち区分、漢字氏名桁落ち区分、電話番号桁落ち区分、番地桁落ち区分

〈情報提供照会結果情報〉記録項目42

マイナンバー、県税独自番号、作成日、レコード区分、連番、提供先機関、照会事務所、照会担当者、提供日、処理状態サイン、身体障害者手帳_初回交付年月日、身体障害者手帳_返還年月日、身体障害者手帳_再交付年月日、身体障害者手帳_等級、身体障害者手帳_部位、身体障害者手帳_障害認定日、身体障害者手帳_障害名、精神障害者保健福祉手帳_交付年月日、精神障害者保健福祉手帳_返還年月日、精神障害者保健福祉手帳_再交付年月日、精神障害者保健福祉手帳_等級、精神障害者保健福祉手帳_有効終了年月日、生活保護_支給開始年月日、生活保護_支給終了年月日、生活保護_生活扶助サイン、生活保護_住宅扶助サイン、生活保護_教育扶助サイン、生活保護_介護扶助サイン、生活保護_医療扶助サイン、生活保護_出産扶助サイン、生活保護_生業扶助サイン、生活保護_葬祭扶助サイン、支給対象年月、個人住民税_課税年度、個人住民税_合計所得金額、個人住民税_配偶者控除等、個人住民税_同一生計配偶者、個人住民税_扶養控除対象、個人住民税_都道府県民税所得割額、個人住民税_都道府県民税均等割額、個人住民税_住民登録外課税の有無、個人住民税_住民登録外課税者の課税地市区町村コード

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

【個人事業税】記録項目337

〈宛名情報〉記録項目34

賦課事務所、税務署コード、国税番号、現事務所、連帯番号、指定相続サイン(納通)、基本情報更新日、指定相続サイン(督促)、口座・納貯情報更新日、住所コード、郵便番号、住所(漢字)、方書(漢字)、氏名(カナ)、氏名(漢字)、徴収地区、電話番号、生年月日、性別、屋号(漢字)、送付先住所コード、送付先郵便番号、送付先住所(漢字)、送付先方書(漢字)、納貯番号、金融機関コード、預金種別、口座番号、振替実施指定日、振替停止指定日、口座名義人(カナ)、口座名義人(漢字)、滞納サイン、納貯・口座サイン

〈課税情報〉記録項目90

賦課事務所、税務署コード、国税番号、所得年、連帯番号、更正回数、相続人総数、相続人持分、業種コード(代表)、税率(代表)、申告区分、国処理日、青色・白色区分、失格区分、事業月数、分割サイン、分割数、総従業員数、本県従業員数、所得金額、加減コード1、加減金額1、加減コード2、加減金額2、青色申告控除、所得合計、兼業サイン、所得金額(5%)、所得金額(4%)、所得金額(3%)、所得税の事業専従者 人員、所得税の事業専従者 控除額、事業税の事業専従者 人員、事業税の事業専従者 控除額、事業税の非課税所得 コード、事業税の非課税所得 金額、損失の繰越控除、被災資産の繰越控除、譲渡損失の控除、譲渡損失の繰越控除、旧非課税控除 コード、旧非課税控除 金額、事業主控除、社保収入、自由収入、旧非課税所得 コード、旧非課税所得 金額、減免申請年月日、減免等事由、減免等税額、減免等減額日、事業税所得(再計算所得)、控除合計、パッチ番号、連番、エラーサイン課税標準額、分割後課税標準額、兼業課税標準額(5%)、兼業課税標準額(4%)、兼業課税標準額(3%)、算出税額、兼業算出税額(5%)、兼業算出税額(4%)、兼業算出税額(3%)、減免後算出税額、最終算出税額、更正前減免等税額、課税標準額、分割後課税標準額、兼業課税標準額(5%)、兼業課税標準額(4%)、兼業課税標準額(3%)、算出税額、兼業算出税額(5%)、兼業算出税額(4%)、兼業算出税額(3%)、減免後算出税額、最終算出税額、調定件数、更正前・後増差税額、期別情報、国税連携データサイン、開業廃業サイン、最終更正回数、未調定サイン、課税年度、調定年月日、通知書発送日、更正日(減額日)、異動入力等処理日

〈医業情報〉記録項目32

賦課事務所、税務署コード、国税番号、所得年、氏名、業種、26条適用区分、青色申告、医業総収入額、社保収入金額、医業所得金額、青色控除額、診療科目、譲渡損失額、按分後譲渡損失額、繰越損失控除額、按分後繰越損失控除額、その他所得金額、その他青色控除額、その他譲渡損失額、その他繰越控除額、事業月数、社保所得、所得税の事業専従者 人員、所得税の事業専従者 控除額、事業税の事業専従者 人員、事業税の事業専従者 控除額、備考、逆算処理有り、繰戻額、更新日時、総収入に含めない額

〈おたずね情報〉記録項目42

賦課事務所、税務署コード、国税番号、カナ氏名、性別、生年月日、調査年、枝番、事務所コード、調査内容1(1~5)、調査内容2(1~5)、調査内容3(1~5)、申告区分(1~5)、収入金額(1~5)、調査票送付対象(1~5)、調査備考、おたずね内容、おたずね備考1、おたずね備考2、おたずね送付日、おたずね回答期日、おたずね回答日、催告送付日、催告回答期日、催告回答日、最終送付日、最終回答期日、最終回答日、調査候補(1~4)、調査済区分(1~4)、調査済年月日(1~4)、調査チェック、最終判定、課税状態、氏名漢字、住所コード、丁目番地、郵便番号、宛名区分、調査備考更新日、おたずね備考更新日、文書番号

〈繰越損失情報〉記録項目14

賦課事務所、税務署コード、国税番号、所得年、青色控除額、営業所得、不動産所得、被災事業用資産損失、譲渡所得(損失のみ)、特定非常災害損失、合計所得、備考、更新日時、氏名

〈国税連携情報〉記録項目62

賦課事務所、税務署コード、国税番号、所得年、連番、カナ氏名、漢字氏名、業種コード(代表)、兼業サイン、青白色区分、失格区分、事業月数、分割サイン、分割数、総従業員数、本県従業員数、所得金額、青色申告控除、加減コード1、加減金額1、加減コード2、加減金額2、所得金額(5%)、所得金額(4%)、所得金額(3%)、所得税の事業専従者 人員、所得税の事業専従者 控除額、事業税の事業専従者 人員、事業税の事業専従者 控除額、事業税の非課税所得 コード、事業税の非課税所得 金額、損失の繰越控除、被災資産の繰越控除、譲渡損失の控除、譲渡損失の繰越控除、旧非課税控除 コード、旧非課税控除 金額、最終算出税額、状態確認フラグ、一般用 決算書データサイン、不動産用 決算書データサイン、局所番号、利用者識別番号、異動年月日、税率、データ区分、TIF区分、抽出日、事務所コード、他事務所納税、決算書必要、申告区分、申告の種類、更新日、営業収入金額、不動産収入金額、営業所得金額、不動産所得金額、失格区分、住所、事業所住所、開業区分

〈事業所所在地情報〉記録項目9

賦課事務所、税務署コード、国税番号、現事務所、連帯番号、住所コード、郵便番号、住所(漢字)、方書(漢字)

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

〈申告書情報〉記録項目63

ファイル名、局所番号、整理番号、異動年月日、利用者識別番号、職業、屋号・雅号、フリガナ、氏名、所得年、申告の種類、青白区分、収入金額_総合譲渡_短期、収入金額_総合譲渡_長期、収入金額_事業_不動産、所得金額_事業_営業等、所得金額_事業_不動産、所得金額_合計、所得から差し引かれる金額_合計、その他_専従者給与(控除)額の合計額、その他_青色申告特別控除額、その他_本年分で差し引く繰越損失額、事業専従者に関する事項、事業専従者_氏名、事業専従者_生年月日、事業専従者_続柄、事業専従者_従事月数・程度、仕事の内容、事業専従者_専従者給与(控除)額、次業合計_項目名、次業合計_金額、専従者給与(控除)額の合計、住民税_配当に関する住民税の特例、住民税_非居住者の特例、住民税_配当割額控除額、住民税_株式等譲渡割額控除額、事業税_非課税所得など_番号、事業税_非課税所得など_所得金額、事業税_損益通算の特例適用前の不動産所得、事業税_不動産所得から差し引いた青色申告特別控除額、事業税_事業用資産の譲渡損失など、事業税_前年中の開(廃)業の区分、事業税_前年中の開(廃)業_年月、事業税_事業期間(自)、事業税_事業期間(至)、事業税_収支内訳_収入金額_売上(収入)金額、事業税_収支内訳_所得金額、事業税_事業期間(自)、事業税_事業期間(至)、事業税_収支内訳_収入金額_計、事業税_収支内訳_所得金額、事業税_事業期間(自)、事業税_事業期間(至)、事業税_金額_売上(収入)金額、事業税_金額_青色申告特別控除額、事業税_金額_所得金額、事業税_事業期間(自)、事業税_事業期間(至)、事業税_収入金額_計、事業税_収入金額_青色申告特別控除額、事業税_収入金額_所得金額、個人番号、住所、事業所所在地

【軽油引取税】記録項目99

〈宛名情報〉記録項目22

事業者コード、更新世代、賦課事務所、業者区分、仮特約フラグ、事業者名(カナ)、事業者名(漢字)、住所No.、住所(番地)、住所(方書)郵便番号、電話番号、都道府県登録番号、都道府県登録年月日、契約先、仮特指定に係る都道府県知事名称1、仮特指定に係る都道府県知事名称2、主たる事業所コード、収納情報_滞納サイン、収納情報_徴収地区、収納情報_更新回数、生年月日、性別

〈課税情報〉記録項目77

事業者コード、行為年月、賦課事務所、申告区分、販売した燃料炭化水素油の量_数量、販売した燃料炭化水素油の量_控除分、販売した燃料炭化水素油の量_数量、販売した燃料炭化水素油の量_差引計、販売した軽油、燃料炭化水素油の量_数量、販売した軽油、燃料炭化水素油の量_控除分、販売した軽油、燃料炭化水素油の量_数量、販売した軽油、燃料炭化水素油の量_差引計、消費した燃料炭化水素油の量_数量、消費した燃料炭化水素油の量_控除分、消費した燃料炭化水素油の量_数量、消費した燃料炭化水素油の量_差引計、所有に係る軽油の量_数量、所有に係る軽油の量_控除分、所有に係る軽油の量_数量、所有に係る軽油の量_差引計、消費した軽油の量_数量、消費した軽油の量_控除分、消費した軽油の量_数量、消費した軽油の量_差引計、譲渡した軽油の量_数量、自ら消費した軽油の量_数量、消費又は譲渡した軽油の量_数量、消費又は譲渡した軽油の量_控除分、消費又は譲渡した軽油の量_数量、消費又は譲渡した軽油の量_差引計、軽油引取税額、申告日、課税区分、会計年度、調定年月、納期限、課税標準量、税額、業者区分、更正_年度整理番号、更正_指定納期限、更正_通知年月日、更正_条例、更正_課税標準量、更正_更正・決定による税額、更正_既に確定した税額、更正_差引不足税額_標準量、更正_差引不足税額_額、更正_加算金、更正_種類、更正_率、更正_更正後金額、更正_調定年月、不申告加算金_年度整理番号、不申告加算金_指定納期限、不申告加算金_通知年月日、不申告加算金_申告書提出期限、不申告加算金_申告書提出日、不申告加算金_率、不申告加算金_金額算金、不申告加算金_申告税額、不申告加算金_調定年月、減額_年度整理番号、減額_通知年月日、減額_減額区分、減額_承認区分、減額_承認額、減額_課税標準量、減額_税額、減額_減額後の額_課税標準量、減額_減額後の額_税額、減額_既に確定した額、減額_調定年月

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

【免税軽油】記録項目60

〈宛名情報〉記録項目33

使用者コード、使用者_住所コード、使用者_番地、使用者_カナ氏名、使用者_漢字氏名、使用者_電話番号、応答者氏名、免税用途、申請区分、有効期限開始日、有効期限終了日、使用者証返納区分、販売業者コード、更新前有効期限開始日、更新前有効期限終了日、給油方法、重機・ディーゼル車の保有、免税共同者_共有者テーブル、販売業者_住所コード、販売業者_番地、販売業者_カナ氏名、販売業者_漢字氏名、免税機械_所有者、免税機械_型式、免税機械_馬力(PS)、免税機械_名称コード、免税機械_名称コード2、免税機械_燃焼方式、免税機械_用途コード、免税機械_台数、免税機械_見込量(L)、免税機械_個別名称、免税機械_タンク容量

〈課税情報〉記録項目27

免税証交付_整理No.、免税証交付_使用者コード、免税証交付_有効期限(開始日)、免税証交付_有効期限(終了日)、免税証交付_業者コード、免税証交付_券名称、免税証交付_枚数、免税証交付_合計数量、免税証交付_合計枚数、免税証交付_開始番号、免税証交付_起案日、免税証交付_発行サイン、免税証交付_旧整理番号、免税証実績_回収事務所、免税証実績_行為年月、免税証実績_区分、免税証実績_整理No.、免税証実績_発行番号、免税証実績_事業者CD、免税証実績_用途コード、免税証実績_返却区分、免税証実績_券種、免税証実績_作成フラグ、免税証実績_作成年月日、免税証実績_特徴者、免税証実績_県コード、免税証実績_用途コード

【県民税利子割・ブラジル国債】記録項目43

〈宛名情報〉記録項目21

外債登録者番号、カナ氏名、漢字氏名、住所コード、地番、方書き、TEL、金融機関コード、金融コード、店舗コード、種別、口座番号、特徴者番号1、特徴者番号2、特徴者番号3、特徴者番号4、特徴者番号5、特徴者番号6、特徴者番号7、生年月日、性別

〈課税情報〉記録項目22

還付請_更新日、還付請_特徴者番号、還付請_還付戻出区分、還付請_区分月、還付請_申告日、還付請_外債登録者番号、還付請_支払額、還付請_還付額、還付請_課税年度、還付請_申告区分、還付請_還付回数、還付請_支払日、還付履歴_更新日、還付履歴_特徴者番号、還付履歴_還付戻出区分、還付履歴_区分年月、還付履歴_申告日、還付履歴_年度整理番号、還付履歴_総支払額、還付履歴_総還付額、還付履歴_課税年度、還付履歴_申告区分

【鉱区税】記録項目48

〈宛名情報〉記録項目30

事務所コード、登録番号、登録年月日、試験・採掘区分、鉱業権名、氏名(カナ)、権者名、組織前後区分、組織コード、氏名(漢字)、住所コード、郵便番号、番地、方書、生年月日、性別、非課税・減免区分、電話番号、鉱種、鉱区位置、番号、所在、鉱区面積、変更・登録、変更年月日、変更事項、旧鉱業権者_住所、旧鉱業権者_氏名、徴収区分、滞納サイン

〈課税情報〉記録項目18

事務所コード、登録番号、課税年度、課税履歴回数、調定年月、発付年月日、鉱区面積、1000アール付課税面積、確定税額、既調定額、今回調定額、過年分減額、滞繰減額、試験・採掘区分、非課税・減免、賦課月数、納期限、更新済サイン

【狩猟税】記録項目41

〈猟友会宛名情報〉記録項目12

事務所コード、猟友会番号、猟友会名、代表名(フリガナ)、代表名(漢字)、住所コード、番地、方書、電話番号、会員数、徴収地区、メモ

〈個人宛名・課税情報〉記録項目17

事務所コード、課税年度、課税番号、氏名(漢字)、氏名(カナ)、番地、方書、住所コード、郵便番号、電話番号、生年月日、性別、徴収地区、猟友会No.、区分、割合、税額

〈申告情報〉記録項目12

猟友会No.、課税年度、課税番号、氏名(漢字)、氏名(カナ)、住所、生年月日、性別、区分、割合、税額、マイナンバー

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

【自動車税(種別割)】記録項目910

〈自動車情報〉記録項目227

課税年度、登録番号、分類番号、登録番号_カナ文字、登録番号_一連番号、登録番号_区分、車台番号、現事務所コード、旧事務所コード、業務種別、申請年月日、登録番号(現)_分類番号、登録番号(現)_カナ文字、登録番号(現)_一連番号、登録番号(現)_区分、有効期間満了年月日、使用の本拠市郡区コード、用途コード、類別区分、型式指定番号、形状コード、定員区分、定員1、定員2、積載量1、積載量2、排気量種別、排気量、燃料コード、車両重量、車両総重量1、車両総重量2、車両長、車両幅、車両高、原動機型式、排ガス適合コード、所有者コード、納税義務者_都道府県コード、納税義務者_市郡区コード、納税義務者_町・大字コード、納税義務者_小字コード、納税義務者_丁目コード、納税義務者_住所(カナ)、納税義務者_氏名(カナ)、納税義務者_住所(漢字)、納税義務者_氏名(漢字)、型式種別、型式コード、型式、初度登録年月、車名、メーカーコード、電話番号、生年月日、所使不同一サイン、課税区分(現)、課税免除区分(現)、所有者区分、所有権保留区分、課税区分(賦)、課税免除区分(賦)、バス区分、普通小型区分、番変サイン、処理不能フラグ、滞納サイン、代納サイン(前年)、証明停止サイン、証明発行サイン、税率修正サイン、取消データサイン、完納リスト済サイン、減額事由、移転サイン、引継前事務所、方書フラグ、大口コード、納税義務者_郵便番号_本番、納税義務者_郵便番号_枝番、税率額コード(賦)、税額(賦)、税率額コード(現)、税額(現)、証紙徴収額又は調定額、証紙月数、更正額、納期限修正、納期限月日、非免事由、非免年月日、非免額、賦課時登録No、登録番号(賦)_分類番号、登録番号(賦)_カナ文字、登録番号(賦)_一連番号、登録番号(賦)_区分、督促年月日、催告年月日、差押年月日、口座・納貯コード、納貯コード、金融コード、預金種別、口座番号、本税納付(最終)、前回納付年月日(本税)、最終納付年月日(本税)、収入年月日、納付額、代納サイン(前年)、納入区分、収入日枝番、還付充当No、充当先(元)KEY、繰越時調定額、年度中調定額(滞繰用)、徴収猶予_番号、徴収猶予_日付、徴収猶予_額、不納欠損_番号、不納欠損_額、不納欠損_日付、不納欠損_事由、更正履歴_前回更正年月日、更正履歴_前回更正額、更正履歴_前回課税区分、更正履歴回数、還付年月日、還付額、(月例)還付事由、(収入)還付事由、還付回数、分納回数、延滞金_調定、延滞金_収入、徴収区分、登録番号(C)_分類番号、登録番号(C)_カナ文字、登録番号(C)_一連番号、登録番号(C)_区分、OCR区分、住所フラグ、塗色コード、納税義務者区分、所有権区分、延滞金サイン、事務所移管分、法人区分、納税者No、車種、賦履歴No、現履歴No、証明書発行年月日、会計年度、公示サイン、督促状発送サイン、催告状発送サイン、差押予告状発送サイン、延滞金通知日、法人個人等区分、法人等組織コード、性別、連帯納税義務者サイン、状態ビット、ハイブリッド車、災害減免区分、延滞金否発送サイン、非課税区分、証紙フラグ、郵便番号区分、発行No、O/L納通発行サイン、環境性能割特例区分、返戻サイン、低燃費区分、グリーン化軽課区分、当初グリーン化軽課区分、納通公示日、納通発布日、確認番号、10・15モードおよび重量車燃費基準達成車情報、JC08モード燃費基準達成車情報、バリアフリー車両・ASV区分、車両安定性制御装置区分、証紙徴収データ変更事務所(普徴)、延滞金課税年度、延滞金確定年月日、減免処理区分、延滞金_不納欠損_番号、延滞金_不納欠損_額、延滞金_不納欠損_日付、延滞金_不納欠損_事由、翌年通常税率データ、特種用途車区分、マスター修正サイン、他県フラグ、非課税フラグ、納税証明ロックサイン、実質課税サイン、車台情報に関するコメント、連帯納税義務者_住所(漢字)、連帯納税義務者_住所(方書)、連帯納税義務者_郵便番号、連帯納税義務者_氏名(カナ)、連帯納税義務者_氏名(漢字)、連帯納税義務者_納期限、連帯納税義務者_更新年月日、連帯納税義務者_納税通知書発行サイン、連帯納税義務者_納税通知書発付年月日、連帯納税義務者_督促状発行サイン、連帯納税義務者_督促状発付年月日、連帯納税義務者_差押予告状発行サイン、連帯納税義務者_差押予告状発付年月日、車線逸脱警報装置区分、WLTCモード燃費基準達成車情報、OSS申請表示、重課率最終変更年度、重課開始時税率、旧法フラグ、更正額(うち旧法)、排出ガス規制年、R12年度燃費基準達成車情報、軽課フラグ、状態ビットPHV車、積載量(備考欄)、JC08モード燃費基準達成車情報(令和4年度)、WLTCモード燃費基準達成車情報(令和4年度)、JH25モード燃費基準達成車情報(令和7年度)

〈分配情報〉記録項目147

業務種別、申請年月日、登録番号(A)_支局、登録番号(A)_区分、登録番号(A)_分類番号、登録番号(A)_カナ文字、登録番号(A)_一連番号、登録番号(B)_支局、登録番号(B)_区分、登録番号(B)_分類番号、登録番号(B)_カナ文字、登録番号(B)_一連番号、車台番号(A)、車台番号(B)、有効期間満了日、使用の本拠、所有者_都道府県コード、所有者_市郡区コード、所有者_町・大字コード、所有者_小字コード、所有者_丁目コード、用途区分(A)、用途区分(B)、型式指定番号、類別区分番号、形状コード、定員区分、定員1、定員2、積載量1、積載量2、排気量、排気量種別、排気量、燃料コード、所有者コード(所有者欄)、所有者コード(使用者欄)、使用者_都道府県コード、使用者_市郡区コード、使用者_町・大字コード、使用者_小字コード、使用者_丁目コード、使用者カナ住所_桁数、使用者カナ住所_内容、使用者カナ氏名_桁数、使用者カナ氏名_内容、所有者_都道府県コード、所有者_市郡区コード、所有者_町・大字コード、所有者_小字コード、所有者_丁目コード、所有者カナ住所_桁数、所有者カナ住所_内容、所有者カナ氏名_桁数、所有者カナ氏名_内容、処理年月日、初度登録年月、型式コード、型式、更新ビット(A)～(D)、状態ビット(A)～(G)、処理時刻、排気ガス適合コード、車名、メーカーコード、所有者住所漢字_桁数、所有者住所漢字_内容、所有者氏名漢字_桁数、所有者氏名漢字_内容、使用者住所漢字_桁数、使用者住所漢字_内容、使用者氏名漢字_桁数、使用者氏名漢字_内容、登録番号(C)、番変サイン、普通・小型区分、所有者テーブルサイン、登録番号(A)、申請年月日、順位、登録番号(C)_分類番号、登録番号(C)_カナ文字、登録番号(C)_一連番号、登録番号(C)_区分、塗色コード、法人普通名詞修正フラグ、辞書ファイル突合エラー、車両重量、車両総重量1、車両総重量2、車両長、車両幅、車両高、原動機型式、車種(004・M034)、車種B(005)、車種(M004)、車種(004C)、車種(M004C)、グリーン化税制軽課対象区分、使用の本拠_都道府県コード、使用の本拠_市町村コード、使用の本拠_大字・通称名コード、使用の本拠_字名・丁目コード、所有者住所_都道府県コード、所有者住所_市町村コード、所有者住所_大字・通称名コード、所有者住所_字名・丁目コード、使用者住所_都道府県コード、使用者住所_市町村コード、使用者住所_大字・通称名コード、使用者住所_字名・丁目コード、分配テーブル_登録番号_支局コード、分配テーブル_登録番号_区分コード、分配テーブル_登録番号_車種分類番号、分

配テープ_登録番号_カナ文字、分配テープ_登録番号_一連番号、車台番号A(32桁)、車台番号B(32桁)、10・15モードおよび重量車燃費基準達成車情報、JC08モード燃費基準達成車情報、バリアフリー車両・ASV区分、車両安定性制御装置区分、10・15モード燃費値、JC08モード燃費値、改造車低排出ガス車情報、改造車等燃費算定番号、改造車等燃費区分番号、車線逸脱警報装置区分、WLTCモード燃費基準達成車情報、WLTCモード燃費値、原動機型式(2)、登録状況識別区分、排出ガス規制年、用途IDコード、R12年度燃費基準達成車情報、その他検査事項等コード1～5、騒音規制区分、側方衝突警報装置搭載車区分、車両ID、電子車検証フラグ、積載量(備考欄)、衝突軽減ブレーキ(歩行者検知機能付)搭載車区分、JC08モード燃費基準達成車情報(令和4年度)、WLTCモード燃費基準達成車情報(令和4年度)、車いす固定装置付、JH25モード燃費基準達成車情報(令和7年度)

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

〈申告書情報〉記録項目28

分類番号、カナ文字、一連番号、マイナンバー、性別、生年月日、電話番号、環境性能割課税標準額、証紙徴収額、方書漢字、納税義務者カナ氏名、納税義務者漢字氏名、所有者カナ氏名、所有者漢字氏名、使用者カナ氏名、使用者漢字氏名、所有形態、環境性能割課税区分、自動車税(種別割)課税区分、課税免除区分、特例区分、低燃費車区分、バス区分、特種用途車区分、登録申請日、OSS受付番号、税率区分、バリアフリー・ASV区分

〈異動データ〉記録項目195

登録番号、分類番号、登録番号、カナ文字、登録番号、一連番号、登録番号、区分、車台番号、現事務所コード、旧事務所コード、業務種別、申請年月日、登録番号(現)、分類番号、登録番号(現)、カナ文字、登録番号(現)、一連番号、登録番号(現)、区分、有効期間満了年月日、使用の本拠市郡区コード、用途コード、類別区分、型式指定番号、形状コード、定員区分、定員1、定員2、積載量1、積載量2、排気量種別、排気量、燃料コード、車両重量、車両総重量1、車両総重量2、車両長、車両幅、車両高、原動機型式、所有者コード(所有者欄)、所有者コード(使用者欄)、使用者、都道府県コード、使用者、市郡区コード、使用者、町・大字コード、使用者、小字コード、使用者、丁目コード、使用者、住所(カナ)、使用者、氏名(カナ)、使用者、住所(漢字)、使用者、氏名(漢字)、型式種別、型式コード、型式、初度登録年月、車名、メーカーコード、電話番号、生年月日、状態ビット(A)～(G)、更新ビット(A)～(D)、課税区分(現)、課税免除区分(現)、所有者区分、所有権保留区分、課税区分(賦)、課税免除区分(賦)、バス区分、普通小型区分、番変サイン、期別コード、処理不能フラグ、滞納サイン、代納サイン(前年)、証明停止サイン、証明発行サイン、税率修正サイン、取消データサイン、完納リスト済サイン、減額事由、移転サイン、引継前事務所、方書フラグ、大口コード、使用者、郵便番号、本番、使用者、郵便番号、枝番、税率額コード(賦)、税額(賦)、税率額コード(現)、税額(現)、証紙徴収額、証紙月数、更正額、登録番号(B)、車台番号(B)、用途区分(B)、番変サイン、処理年月日、証紙徴収日、追加情報エラーフラグ、追加情報1、追加情報エラーフラグ、追加情報2、追加情報エラーフラグ、税率、追加情報エラーフラグ、所有者、追加情報エラーフラグ、郵便番号、環境性能割事由コード、新車中古車コード、異動区分、環境性能割課税区分、環境性能割課税標準額、税率修正サイン、郵便番号修正サイン(使)、郵便番号修正サイン(所)、排ガス適合コード、登録番号(C)、登録番号(C)、KEY、登録番号(A)、KEY、順位(A)、車台番号(A)、KEY、車台番号(B)、KEY、塗色コード、所有者、都道府県コード、所有者、市郡区コード、所有者、町・大字コード、所有者、小字コード、所有者、丁目コード、所有者、住所カナ、所有者、氏名カナ、所有者、住所漢字、所有者、氏名漢字、所有者、郵便番号、本番、所有者、郵便番号、枝番、所有者、生年月日、所有者、電話番号、使用者、方書漢字、使用者、方書カナ、所有者、方書漢字、所有者、方書カナ、所有者、事務所、納税義務者区分、所有権区分、低燃費区分1、低燃費区分2、特例税率区分、法人普通名詞修正フラグ、字書ファイル突合エラー、ソート用事務所、郵便番号エラーフラグ、グリーン化軽課区分、処理時刻、申告区分、自営区分、所得税区分、環境性能割税率、車種(004・M034)、車種B(005)、車種(004C)、車種(M004C)、車種(M004)、登録番号A、和歌山支局、登録番号B、和歌山支局、分配テープ、登録番号、支局コード、分配テープ、登録番号、区分コード、分配テープ、登録番号、車種分類番号、分配テープ、登録番号、カナ文字、分配テープ、登録番号、一連番号、特種用途車区分、環境性能割額、非課税区分、災害減免区分、10・15モードおよび重量車燃費基準達成車情報、JC08モード燃費基準達成車情報、バリアフリー車両・ASV区分改造車低排出ガス車情報、改造車等燃費算定番号、改造車等燃費区分番号、車両安定性制御装置搭載車区分、原動機型式(2)、WLTCモード燃費基準達成車情報、OSS受付番号、自動車税(種別割)納付日、自動車税(種別割)収入日、自動車税(種別割)収入日枝番、自動車税(種別割)確認番号、環境性能割納付日、環境性能割収入日、環境性能割収入日枝番、環境性能割確認番号、車線逸脱警報装置区分、排出ガス規制年、用途IDコード、R12年度燃費基準達成車情報、その他検査事項等コード1～5、騒音規制区分、側方衝突警報装置搭載車区分、軽課フラグ、積載量(備考欄)、衝突軽減ブレーキ(歩行者検知機能付)搭載車区分、JC08モード燃費基準達成車情報(令和4年度)、WLTCモード燃費基準達成車情報(令和4年度)、JH25モード燃費基準達成車情報(令和7年度)

〈減免管理〉記録項目57

納税者番号、登録番号、身体障害者区分、身体障害者、住所、身体障害者、氏名、定置場、身体障害者生年月日、手帳区分、障害名、等級1～3、交付番号、交付日、施設名、備考、総合、総合、種、障害区分、障害区分コード、他の障害区分、等級、再認定年月、再認定区分、運転者、住所、運転者、氏名、運転者、続柄、運転者、職業、運転免許、運転者、生年月日、免許の付帯条件、免許有効年月日、免許区分1、免許区分2、減免受付日、初度申請年度、環境性能割減免の有無、年税額、減免額、課税額、継続サイン、メモ、更新日、更正回数、旧等級、用途、その他の用途、施設1、施設2、入所の有無、所在地1、所在地2、使用頻度、訪問日、訪問時間、聞き取り相手、担当者、聴取内容1、聴取内容2、調査結果

〈所有者マスタ〉記録項目16

所有者番号、納税義務者氏名(カナ)、納税義務者氏名(漢字)、納税義務者住所(カナ)、納税義務者住所(漢字)、郵便番号、本番、郵便番号、枝番、所有者、都道府県コード、所有者、市郡区コード、所有者、町・大字コード、所有者、町コード、所有者、丁目コード、更新年月日、金融機関コード、預金種別、口座番号

〈国税局ファイル〉記録項目56

課税年度、標板文字、登録番号、分類番号、登録番号、カナ文字、登録番号、一連番号、車種、車台番号、事務所、納税義務者区分、業務種別、申請年月日、登録番号(現)、分類番号、登録番号(現)、カナ文字、登録番号(現)、一連番号、登録番号(現)、区分、有効期間満了日、使用の本拠市郡区コード、用途コード、類別区分、形状コード、定員、区分、定員、定員1、定員、定員2、積載量1、積載量2、排気量、種別、排気量、燃料コード、所有者コード、型式コード、型式、初度登録年月、車名、メーカーコード、所有者情報、住所CD、所有者情報、カナ住所、所有者情報、漢字住所、所有者情報、カナ方書、所有者情報、漢字方書、所有者情報、カナ氏名、所有者情報、漢字氏名、所有者情報、郵便番号、所有者情報、電話番号、所有者情報、生年月日、使用者情報、住所CD、使用者情報、カナ住所、使用者情報、漢字住所、使用者情報、カナ方書、使用者情報、漢字方書、使用者情報、カナ氏名、使用者情報、漢字氏名、使用者情報、郵便番号、使用者情報、電話番号、使用者情報、生年月日、車両重量、塗色コード

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

〈納付書ファイル〉記録項目58

現事務所コード、登録番号、分類番号、登録番号_カナ文字、登録番号_一連番号、登録番号_区分、登録番号(現)_分類番号、登録番号(現)_カナ文字、登録番号(現)_一連番号、登録番号(現)_区分、車台番号、申請年月日、納税義務者_都道府県コード、納税義務者_市郡区コード、納税義務者_町コード、納税義務者_大字コード、納税義務者_小字コード、郵便番号_本番、郵便番号_枝番、納税義務者_住所(カナ)、納税義務者_住所(カナ)、有効期間満了日、旧事務所、納税義務者_方書(カナ)、納税義務者_氏名(カナ)、所有者コード、大口コード、課税区分(賦)、課税免除区分(賦)、証明停止サイン、発行No.、口座・納貯区分、納貯コード、金融機関コード、預金種別、口座番号、新税率記号、新税率数字、新税額、方書フラグ、抜取区分、税率サイン、証明停止サイン、納貯・大口・一般_区分、納貯コード、口座番号、納税義務者_住所(漢字)、納税義務者_氏名(漢字)、納税義務者_区分、所有権区分、滞納サイン、郵便番号区分、大口枚数、車種、口座名義人(漢字)、口座名義人(カナ)、翌年税率区分、災害減免区分、非課税区分

〈納税通知書ファイル〉記録項目60

領収証_納貯コード、領収証_金融コード、領収証_大口コード、領収証_郵便番号、領収済通知_年税額、領収証_住所、領収済通知_収納機関番号、領収済通知_納付番号、領収済通知_納付区分、納税証明_登録番号、領収済通知_納期限、領収済通知_登録番号、領収済通知_確認番号、原符_年税額、領収証_方書、領収済通知_課税事務所名、領収済通知_事務所名、原符_延滞金、原符_合計、領収証_カスタマバーコード、納税証明_車台番号、原符_eL番号、領収済通知_OCR、原符_氏名、領収証_氏名、領収証_大口終了区分、領収証_大口明細数、納税証明_納税済年度、領収証_軽減区分、原符_納付番号上段、領収証_封筒数、領収証_振興局連番、納税証明_有効期限、領収済通知_課税年度、原符_課税年度、領収証_納付番号、原符_課税区分、領収証_課税年度、領収証_年税額、領収済通知_住所、原符_登録番号、領収証_登録番号、領収証_延滞金、納税証明_事務所長、原符_納期限、領収証_納期限、領収証_合計、領収済通知_氏名、領収証_eL番号、原符_課税事務所名、原符_事務所名、領収証_文言、領収証_発付日、原符_文言、領収証_事務所長、領収済通知_EANコード、領収済通知_EANチェックデジット、領収済通知_EANバーコード情報、領収済通知_事務所コード、領収済通知_QRコード

〈督促・差押予告ファイル〉記録項目66

領収証_納貯コード、領収証_金融コード、領収証_大口コード、納税者控_氏名、領収証_郵便番号、領収済通知_年税額、領収証_住所、領収済通知_収納機関番号、領収済通知_納付番号、領収済通知_納付区分、納税者控_登録番号、領収済通知_納期限、領収済通知_登録番号、領収済通知_確認番号、原符_年税額、領収証_方書、納税者控_年度、領収済通知_課税事務所名、領収済通知_事務所名、原符_延滞金、納税者控_型式、原符_合計、領収証_カスタマバーコード、納税者控_年税額、原符_eL番号、領収済通知_OCR、原符_氏名、領収証_氏名、納税者控_納期限、納税者控_発付日、原符_納付番号、領収証_事務所連番、領収済通知_課税年度、原符_課税年度、領収証_納付番号、納税者控_支払期限月、納税者控_支払期限日、原符_課税区分、領収証_課税年度、領収証_年税額、領収済通知_住所、原符_登録番号、領収証_登録番号、領収証_延滞金、原符_納期限、領収証_納期限、領収証_合計、領収済通知_氏名、領収証_eL番号、納税者控_事務所長、領収済通知_氏名、原符_課税事務所名、原符_事務所名、領収証_文言、納税者控_問い合わせ先(督促)、納税者控_郵便番号(督促)、領収済通知_コンビニ未使用メッセージ、原符_文言、納税者控_事務所住所(督促)、領収証_事務所長、納税者控_電話番号(督促)、領収済通知_EANコード、領収済通知_EANチェックデジット、領収済通知_EANバーコード情報、領収済通知_事務所コード、領収済通知_QRコード

【不動産取得税】記録項目1,070

〈宛名情報〉記録項目37

税目、課税年度、賦課事務所、原始_承継、通番、チェックデジット、現事務所、連帯納税番号、更新年月日、免税_控失、控除後免税点未満、課税フラグ、更正年月日、更正回数、住所コード(賦課時)、郵便番号_賦課時、住所(地番)_賦課時、住所(方書)_賦課時、氏名(カナ)_賦課時、氏名(漢字)_賦課時、徴収地区_賦課時、法人組織コード_賦課時、電話番号、生年月日、性別、住所コード(送付先)、郵便番号_送付先、住所(地番)_送付先、住所(方書)_送付先、氏名(カナ)_送付先、氏名(漢字)_送付先、徴収地区_送付先、法人組織コード_送付先、代表物件所在地コード、代表物件所在地(番地)、代表物件区分_用途(小)、筆頭ノ棟数、取得原因区分、マルペフラグ

〈課税情報〉記録項目54

課税年度、賦課事務所、原始_承継、通番、チェックデジット、現事務所、連帯納税番号、更新年月日、免税_控失、控除後免税点未満、課税フラグ、データチェック、土地_家屋区分、取得年月日、調定年月日、発付年月日、納期限、納期変更フラグ、建築年月日、取得原因区分、代表物件所在地コード、物件所在地(地番)、区分、用途(大)コード、用途(小)コード、主体構造コード、屋根コード、階層コード、床面積_住宅、地積ノ床面積_住宅外、共同住宅戸数、土地明細件数、筆数ノ棟数、共有者総数、共有者_持分割合、当初評価額_住宅、当初評価額_住宅外、特例1区分、特例1の額、住宅の課税、住宅の税額、特例2区分、特例2の額、住宅外の課税、住宅外の税額、特例2の戸数、当初税額、減額区分1～8、減額課税1～8、減額入力額1～8、減額する額1～8、減額申請日1～8、減額日1～8、減(免)計、更正後税額、年報用詳細区分1～10

〈共同住宅情報〉記録項目15

課税年度、賦課事務所、原始_承継、通番、チェックデジット、現事務所、連帯納税番号、更新年月日、免税_控失、控除後免税点未満、課税フラグ、データチェック、共同_床面積、共同_評価額、共同_特例1の額、共同_特例2の額、共同_課税

〈土地明細情報〉記録項目12

課税年度、賦課事務所、原始_承継、通番、チェックデジット、現事務所、連帯納税番号、更新年月日、免税_控失、控除後免税点未満、課税フラグ、土地明細_用途コード(大)1～5、土地明細_評価額1～5、土地明細_地積1～5

〈メモ情報〉記録項目13

課税年度、賦課事務所、原始_承継、通番、チェックデジット、現事務所、連帯納税番号、ナンバー、申告日、メモ、更新年月日、事務所名、操作員名

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

〈パンチデータファイル〉記録項目46

課税年度、賦課事務所、原始・承継、通番、現事務所、連帯納税番号、住所コード、郵便番号、番地、方書、氏名(カナ)、法人組織コード、氏名(漢字)、共有者総数、電話番号、生年月日、建築年月日、取得年月日、取得原因コード、所在地住所コード、所在番地、土地家屋区分、区分、用途コード大、用途コード小、主体構造コード、屋根構造コード、階層構造コード、筆数・棟数、特例2戸数、共同住宅戸数、土地明細件数、住宅床面積、住宅外床面積、不動産の価格、住宅不動産評価額、住宅外不動産評価額、特例2区分、特例2の額、特例1区分、特例1の額、当初減額1、当初減額2、詳細区分1～4、マイナンバー、性別

〈承継データ台帳課税ファイル〉記録項目144

課税年号、課税年度、事務所コード、整理番号、棟数、共同住宅戸数、共有総数、筆頭者住所コード、筆頭者地番、筆頭者方書、筆頭者郵便番号、筆頭者電話番号、筆頭者生年月日、筆頭者法人コード、筆頭者組織コード、筆頭者カナ氏名、筆頭者漢字氏名、筆頭者外字区分、住宅課税標準額、住宅外課税標準額、合計課税標準額、住宅当初税額、住宅外当初税額、合計当初税額、更正課税標準額1、更正課税標準額2、減額課税標準額1、減額課税標準額2、減額端数1、減額端数2、減額額1、減額額2、更正後税額1、更正後税額2、住宅の税率、住宅外の税率、特例2コード、特例1コード、特例2の額、特例1の額、特例2の戸数、特例2の控除額、減額事由コード1、減額事由コード2、他所在地コード1～5、他所在地地番1～5、他用途小コード1～5、他主体コード1～5、他屋根コード1～5、他階層コード1～5、他面積1～5、メモ、代表所在地コード、代表地番、代表建築年月日、代表取得年月日、代表取得原因コード、代表区分コード、代表用途小コード、代表用途大コード、代表主体コード、代表屋根コード、代表階層コード、代表不動産の価格、代表面積住宅、代表面積住宅外、代表不動産の価格住宅、代表不動産の価格住宅外、代表用途、代表構造、調査年月日、税額表示区分、代表屋根2、他屋根2.1～5、記事欄、納税番号、法務局事務所、登記年月日、登記受付番号、担当市町村、調査員、調査票番号、農地法、許可日、転用目的、譲渡人住所コード、譲渡人地番、譲渡人方書、譲渡人郵便番号、譲渡人氏名、調定日、発付日、納期限、土地明細件数、土地明細用途コード1～5、土地明細地積1～5、土地明細評価額1～5、近傍類似地番1～5、近傍類似金額1～5、近傍類似面積1～5、近傍類似単価1～5、代表登記価額、他登記価額1～5、代表固定資産税登録価額、他固定資産税登録価額1～5、全体土地家屋区分、代表土地家屋区分、他土地家屋区分1～5、マイナンバー、性別、モバイル更新日、モバイル更新時刻、課税フラグ、複写合算フラグ、他1A用途小、他2A用途小、他3A用途小、他4A用途小、他5A用途小、用途ト力11、用途ト力21、用途ト力31、用途ト力41、用途ト力51、地積ト力11、地積ト力21、地積ト力31、地積ト力41、地積ト力51、他11面積、他21面積、他31面積、他41面積、他51面積、他11固定資産税登録価額、他21固定資産税登録価額、他31固定資産税登録価額、他41固定資産税登録価額、他51固定資産税登録価額、チェック1、チェック2、チェック3、チェック4、チェック5

〈原始データ台帳課税ファイル〉記録項目108

課税年号、課税年度、事務所コード、整理番号、代表家屋整理番号、その他1家屋整理番号、その他2家屋整理番号、その他3家屋整理番号、その他4家屋整理番号、徴収地区名、徴収地区コード、納期限、棟数、共同住宅戸数、申告の有無、共有総数、筆頭者住所コード、筆頭者地番、筆頭者方書、筆頭者郵便番号、筆頭者電話番号、筆頭者生年月日、筆頭者法人コード、筆頭者カナ氏名、筆頭者漢字氏名、筆頭者外字区分、筆頭者持分割合、筆頭者住宅課税標準額、筆頭者住宅外課税標準額、筆頭者合計課税標準額、筆頭者住宅当初税額、筆頭者住宅外当初税額、筆頭者合計当初税額、連帯計住宅課税標準額、連帯計住宅外課税標準額、連帯計合計課税標準額、連帯計住宅当初税額、連帯計住宅外当初税額、連帯計合計当初税額、減額事由1、減額事由2、家屋計不動産の価格、家屋計住宅不動産の価格、家屋計特例2の戸数、家屋計特例2控除額、家屋計特例2事由1、家屋計差引住宅価格、家屋計住宅外不動産の価格、家屋計不動産の価格強制、家屋計住宅不動産の価格強制、家屋計特例2控除額強制、家屋計住宅外不動産の価格強制、他所在地コード1～4、他家屋番号1～4、他地番1～4、他用途小1～4、他主体1～4、他屋根1～4、他階層1～4、他不動産の価格1～4、他面積住宅1～4、他面積住宅外1～4、他不動産の価格住宅1～4、他不動産の価格住宅外1～4、代表町村小字コード、代表家屋番号、代表地番、代表建築年月日、代表取得年月日、代表取得原因、代表区分、代表用途小、代表用途大、代表主体、代表屋根、代表階層、代表不動産の価格、代表面積住宅、代表面積住宅外、代表不動産の価格住宅、代表不動産の価格住宅外、代表用途、代表構造、調査年月日、税額表示区分、代表屋根2、他屋根2.1～4、連帯計住宅課税標準額強制、連帯計住宅外課税標準額強制、連帯計合計課税標準額強制、連帯計住宅当初税額強制、連帯計住宅外当初税額強制、連帯計合計当初税額強制、調査票No.、一括課税、一括税額、通番、課税フラグ、代表再建築費、代表1点当り価格、代表上昇補正率、他再建築費1～4、他1点当り価格1～4、他上昇補正率1～4、市町村コード、県市評価区分、マイナンバー、性別

〈原始データ台帳課税ファイル 連帯者〉記録項目27

課税年号、課税年度、事務所コード、整理番号、連番、連帯者住所コード、連帯者地番、連帯者方書、連帯者郵便番号、連帯者電話番号、連帯者生年月日、連帯者法人コード、連帯者カナ氏名、連帯者漢字氏名、連帯者外字区分、連帯者持分割合、連帯者住宅課税標準額、連帯者住宅外課税標準額、連帯者合計課税標準額、連帯者住宅当初税額、連帯者住宅外当初税額、連帯者合計当初税額、税額表示区分、一括課税、一括税額、マイナンバー、性別

〈その他設備〉記録項目13

整理番号、ナンバー、その他設備、面積、面積計、補正1～10、合計補正、コード毎評点数、その他設備評点数、備考、評点名称、評点、単位

〈衛生設備1〉記録項目12

整理番号、ナンバー、衛生設備、個数、補正1～10、合計補正、コード毎評点数、衛生設備評点数、備考、評点名称、評点、単位

〈衛生設備2〉記録項目13

整理番号、ナンバー、衛生設備、面積、面積計、補正1～10、合計補正、コード毎評点数、衛生設備評点数、備考、評点名称、評点、単位

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

〈屋根構造1〉記録項目17

整理番号、ナンバー、屋根構造、階1～7、区画1～7、軒出、補正1～10、合計補正、コード毎評点数、屋根構造評点数、面積1～7、備考、サイン、評点名称、評点、単位、実評点

〈屋根構造2〉記録項目17

整理番号、ナンバー、屋根構造、面積、面積計、補正1～10、実測補正、合計補正、コード毎評点数、屋根構造評点数、備考、サイン、軒出、評点名称、評点、単位、実評点

〈屋根仕上〉記録項目28

整理番号、ナンバー、屋根仕上、加算下地1、加算下地2、面積、面積計、補正1～10、合計補正、軒出、コード毎評点数、屋根仕上評点数、加算1評点数、加算2評点数、サイン、実測補正1、備考、評点名称、評点、単位、加算1名称、加算1評点、加算2名称、加算2評点、実評点、実評点加算1、実評点加算2、減算サイン

〈仮設〉記録項目9

整理番号、ナンバー、仮設評点数、難易、程度、その他工事評点、多少、その他工事コード、その他工事名称

〈外周壁骨組〉記録項目16

整理番号、ナンバー、外周壁骨組、割、面積、面積計、補正1～10、合計補正、コード毎評点数、外周壁骨組評点数、備考、評点名称、評点、単位、面積割合、実評点

〈外部建具〉記録項目22

整理番号、ナンバー、階、区画1、区画2、面積、面積計、外部建具、種別、外部建具ガラス、補正1～10、合計補正、コード毎評点数、外部建具評点数、外部ガラス評点数、控除面積、備考、建具名称、建具評点、ガラス名称、ガラス評点、単位

〈外部仕上〉記録項目27

整理番号、ナンバー、外部仕上、加算下地1、加算下地2、割、面積、面積計、補正1～10、合計補正、コード毎評点数、外部仕上評点数、加算1評点数、加算2評点数、備考、評点名称、評点、単位、加算1名称、加算1評点、加算2名称、加算2評点、減算サイン、面積割合、実評点、実加算1評点、実加算2評点

〈間仕切骨組〉記録項目16

整理番号、ナンバー、間仕切骨組、割、面積、面積計、補正1～10、合計補正、コード毎評点数、間仕切骨組評点数、備考、評点名称、評点、単位、面積割合、実評点

〈基礎〉記録項目18

整理番号、ナンバー、基礎、基礎評点数、面積、基礎の高さ、地階、土量、地盤、敷地、延長、面積計、合計補正、コード毎評点数、備考、評点名称、評点、単位

〈杭名〉記録項目17

整理番号、ナンバー、杭名、口径1～3、長さ1～3、本数1～3、補正1～3、価格、価格本数、コード毎評点数、杭名評点数、上限、備考、評点名称、評点、単位、生産補正1～3

〈主体構造1〉記録項目14

整理番号、ナンバー、主体構造、サイン、使用量、補正1～10、合計補正、コード毎評点数、主体構造評点数、控除後使用量、備考、評点名称、評点、単位

〈主体構造2〉記録項目23

整理番号、ナンバー、主体構造、階1、区画1、階2、区画2、クレーン、階層、階高、軒高、柱間、地階、補正1～10、合計補正、コード毎評点数、主体構造評点数、面積1、面積2、備考、評点名称、評点、単位

〈床構造1〉記録項目15

整理番号、ナンバー、床構造、階1～7、区画1～7、実測補正1～6、補正1～5、合計補正、コード毎評点数、床構造評点数、面積1～7、備考、評点名称、評点、単位

〈床構造2〉記録項目15

整理番号、ナンバー、床構造、面積、面積計、補正1～10、合計補正、コード毎評点数、床構造評点数、備考、評点名称、評点、単位、評点、単位

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

〈床仕上1〉記録項目27

整理番号、ナンバー、床仕上、加算下地1、加算下地2、階1～4、区画1～4、率1～4、補正1～10、合計補正、コード毎評点数、床仕上評点数、加算1評点数、加算2評点数、面積1～4、備考、評点名称、評点、単位、加算1名称、加算1評点、加算2名称、加算2評点、面積割合、実評点、実加算1評点、実加算2評点

〈床仕上2〉記録項目25

整理番号、ナンバー、床仕上、加算下地1、加算下地2、面積、面積計、補正1～10、合計補正、コード毎評点数、床仕上評点数、加算1評点数、加算2評点数、サイン、備考、評点名称、評点、単位、加算1名称、加算1評点、加算2名称、加算2評点、実評点、実加算1評点、実加算2評点

〈追加設備〉記録項目6

整理番号、ナンバー、項目名、評点数、個数、コード毎評点数

〈天井仕上1〉記録項目27

整理番号、ナンバー、天井仕上、加算下地1、加算下地2、階1～4、区画1～4、率1～4、補正1～10、合計補正、コード毎評点数、天井仕上評点数、加算1評点数、加算2評点数、面積1～4、備考、評点名称、評点、単位、加算1名称、加算1評点、加算2名称、加算2評点、面積割合、実評点、実加算1評点、実加算2評点

〈天井仕上2〉記録項目25

整理番号、ナンバー、天井仕上、加算下地1、加算下地2、面積、面積計、補正1～10、合計補正、コード毎評点数、天井仕上評点数、加算1評点数、加算2評点数、サイン、備考、評点名称、評点、単位、加算1名称、加算1評点、加算2名称、加算2評点、実評点、実加算1評点、実加算2評点

〈電気設備1〉記録項目12

整理番号、ナンバー、電気設備、個数、補正1～10、合計補正、コード毎評点数、電気設備評点数、備考、評点名称、評点、単位

〈電気設備2〉記録項目13

整理番号、ナンバー、電気設備、面積、面積計、補正1～10、合計補正、コード毎評点数、電気設備評点数、備考、評点名称、評点、単位

〈特殊設備〉記録項目13

整理番号、ナンバー、特殊設備、面積、面積計、補正1～10、合計補正、コード毎評点数、特殊設備評点数、備考、評点名称、評点、単位

〈内部建具〉記録項目22

整理番号、ナンバー、階、区画1、区画2、面積、面積計、内部建具、種別、内部建具ガラス、補正1～10、合計補正、コード毎評点数、内部建具評点数、内部ガラス評点数、控除面積、備考、建具名称、建具評点、ガラス名称、ガラス評点、単位

〈内部仕上1〉記録項目28

整理番号、ナンバー、内部仕上、加算下地1、加算下地2、階1～4、区画1～4、率1～4、補正1～10、合計補正、コード毎評点数、内部仕上評点数、加算1評点数、加算2評点数、面積1～4、備考、評点名称、評点、単位、加算1名称、加算1評点、加算2名称、加算2評点、減算サイン、面積割合、実評点、実加算1評点、実加算2評点

〈内部仕上2〉記録項目26

整理番号、ナンバー、内部仕上、加算下地1、加算下地2、面積、面積計、補正1～10、合計補正、コード毎評点数、内部仕上評点数、加算1評点数、加算2評点数、サイン、備考、評点名称、評点、単位、加算1名称、加算1評点、加算2名称、加算2評点、減算サイン、実評点、実加算1評点、実加算2評点

〈評点数〉記録項目86

家屋整理番号、事務所コード、取得者フリガナ、取得者氏名、組織、表示、法人、業者、取得者住所コード、取得者番地、取得者方書、郵便番号、家屋所在コード、家屋番地、建築日、取得日、調査日、取得原因コード、戸数、用途計算用コード、用途大コード、用途小コード、主体構造コード、屋根仕上コード、地上階数、地下階数、建床面積、延床面積、住宅部分面積、一構住宅面積、設計管理費、合計床面、合計壁面、外部建具評点数、内部建具評点数、建具合計評点数、主体構造1評点数、主体構造2評点数、屋根構造1評点数、屋根構造2評点数、床構造1評点数、床構造2評点数、基礎評点数、杭名評点数、外周壁骨組評点数、間仕切骨組評点数、外部仕上評点数、内部仕上1評点数、内部仕上2評点数、床仕上1評点数、床仕上2評点数、天井仕上1評点数、天井仕上2評点数、屋根仕上評点数、特殊設備評点数、電気設備1評点数、電気設備2評点数、衛生設備1評点数、衛生設備2評点数、その他設備評点数、仮設工事評点数、その他工事評点数、その他追加評点数、外部建具控除面積、内部建具控除面積、課税年号、課税年度、賦課事務所、原始承継、通番、現事務所、連帯番号、県コード、市町村コード、外字区分、区分コード、屋根課税用コード、備考、補正率、外周壁サイン、間仕切サイン、外部仕上サイン、評点数計、価格決定一覧サイン、個人番号、性別

〈面積〉記録項目12

物件番号、ナンバー、階、区画、数、床面積、壁面積、床面積計、壁面積計、外部建具控除面積、内部建具控除面積、備考

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

【収納管理】記録項目462

〈収納〉記録項目115

課税年度、税目コード、番号等、期別等、事務所コード、調定年月、納期限、納期限サイン、納税通知書発付日、調定額(本税)、利子割還付額、調定額(延滞金)、調定額(過少申告加算金)、調定額(不申告加算金)、調定額(重加算金)、督促年月日、督促サイン、催告年月日、催告サイン、催告回数、差押予告年月日、差押予告サイン、差押予告回数、延滞金サイン、延滞金通知日、徴収猶予コード、徴収猶予期限(終期)、徴収猶予額(本税)、徴収猶予額(過少申告加算金)、徴収猶予額(不申告加算金)、徴収猶予額(重加算金)、不納欠損(本税)番号、不納欠損(本税)額、不納欠損(本税)日付、不納欠損(本税)事由、不納欠損(過少申告加算金)番号、不納欠損(過少申告加算金)額、不納欠損(過少申告加算金)日付、不納欠損(過少申告加算金)事由、不納欠損(不申告加算金)番号、不納欠損(不申告加算金)額、不納欠損(不申告加算金)日付、不納欠損(不申告加算金)事由、不納欠損(重加算金)番号、不納欠損(重加算金)額、不納欠損(重加算金)日付、不納欠損(重加算金)事由、処分大コード+番号(1)、処分大コード+番号(2)、処分大コード+番号(3)、処分大コード+番号(4)、処分大コード+番号(5)、処分コードその他(1)、処分コードその他(2)、処分コードその他(3)、法人二税事業年度終期、法定納期限、更正等の日(国税処理日)、修正申告期限、延長納期限、申告書提出日、不正サイン(重加対応)、不正基礎額、法人税の更正等の日サイン、更正回数、更正日、更正決議書番号、更正事由、分納回数、納入区分、収入額(本税)、利子割還付決定額、収入額(延滞金)、収入額(過少申告加算金)、収入額(不申告加算金)、収入額(重加算金)、納付日、収入日、収入日枝番、充当番号、充当元収納キー、代納サイン、還付加算金、受付事務所、不動産連帯番号、不動産連帯総数、不動産家屋区分、備考、延滞金処理済サイン、滞納整理処理済サイン、繰上納期限、狩猟入猟税照会用件数、徴収猶予用2回目督促処理用フラグ、充当先元科目区分、証券二税利子区分、法人事業税所得割(県民税税割)、法人事業税付加価値割(県民税均等割)、法人事業税資本割、法人事業税収入割、確定申告書提出日、不納欠損番号(延滞金)、不納欠損額(延滞金)、不納欠損日付(延滞金)、不納欠損事由(延滞金)、延滞金課税年度、延滞金確定日、延滞金督促状/通知書識別フラグ、延滞金通知日2、法人事業税・調定額、特別法人事業税・調定額、非引継サイン(法人のみ)、引継先事務所、延滞金通知書出力サイン、延滞金否発送サイン、MPN確認番号

〈分納履歴〉記録項目29

課税年度、税目コード、番号等、期別等、事務所コード、分納回数、納入区分、収入・還付充当額(本税)、利子割還付充当額、収入・還付充当額(延滞金)、収入・還付充当額(過少申告加算金)、収入・還付充当額(不申告加算金)、収入・還付充当額(重加算金)、納付日、収入日、収入日枝番、還付充当番号、充当先(充当元)収納キー、代納サイン、還付加算金、受付事務所、不動産連帯番号、還付口座払時、口座番号、充当科目等情報、金融機関コード又は金券番号、充当先元科目フラグ、滞納整理否認サイン、MPN確認番号

〈更正履歴〉記録項目19

課税年度、税目コード、番号等、期別等、事務所コード、更正回数、更正日、更正決議書番号、減額前金額(本税)、減額前金額(利子割還付)、減額前金額(延滞金)、減額前金額(過少申告加算金)、減額前金額(不申告加算金)、減額前金額(重加算金)、更正事由、法人事業税内訳所得割(県民税税割)、法人事業税内訳付加価値割(県民税均等割)、法人事業税内訳資本割、法人事業税内訳収入割

〈消込データ[主にパンチ分]〉記録項目41

会計年度、事務所コード、パンチ区分、済通連番、収入日、収入日枝番、課税年度、税目コード、番号等、期別等、事務所コード、本税(法人事業税・所得割)、法人事業税・付加価値割、法人事業税・資本割、法人事業税・収入割、法人県民税・税割、法人県民税・均等割、延滞金、法人県民税・延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金、納付日、代納サイン、受付事務所、エラーサイン、不動産連帯番号、現滞区分、消込保留サイン、ソート区分1、ソート区分2、納入区分、利子割還付、還付加算金、日付、時間、端末名、MPN確認番号、特別法人事業税、軽油引取税・新旧区分、延滞金用・現滞区分

〈消込データ[主にOCR分]〉記録項目74

通知コード、納付番号、収納機関コード、納付区分、申告区分・課税期間、確認番号、履歴番号、パスワード、管理番号、請求単位取りまとめキー、未納情報取りまとめキー、発行単位取りまとめキー、通知元システムコード、通知先システムコード、取消フラグ、支払可否フラグ、レスポンスコード、納付情報変更区分、支払可能期限、納付金区分、氏名カナ、氏名漢字、今回請求金額合計、請求本体金額、請求固定延滞金額、延滞金随時計算フラグ、納付情報変更年月日、納期限、延滞金計算開始年月日、延滞金表示区分、請求消費税、消費税表示区分、納付内容カナ、納付内容漢字、手数料負担区分、地公体任意情報、納付方式、地公体任意項目1、地公体任意項目2、地公体任意項目3、地公体任意項目4、地公体任意項目5、申請/申告通知済フラグ、今回支払金額合計累積、今回支払金額合計、支払納付額、支払延滞金額、支払消費税、領収区分、支払方法、チャネル区分、入力区分、印紙税額、他店券金額、収納区分、入金年月日、収納年月日、MPN処理年月日、MPN処理時刻、MPN処理通番、仕向センタコード、金融機関コード、店舗コード、仕向処理年月日、仕向処理時刻、仕向処理通番、仮消込結果区分、決済単位年月日、データ登録年月日、バーコード情報、小売業企業コード、コンビニ店舗コード、処理内容、バッチ・オンライン区分

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

〈過誤納情報〉記録項目80

課税年度、税目コード、番号等、期別、事務所コード、還付回数、住所コード、郵便番号、自動車税移動チェックサイン、漢字住所、カナ氏名、漢字氏名、決定日、戻出番号、金券番号、支出番号(支払用)、支出番号(充当用)、還付区分、納入区分、支払日、還付加算金用金券番号、金融機関コード、預金種別、口座番号、還付額(本税または利子割還付)、本税・利子割還付識別サイン、還付額(延滞金)、還付額(過少申告加算金)、還付額(不申告加算金)、還付額(重加算金)、還付加算金支払額計、還付加算金(本税または利子割還付)、還付加算金(延滞金)、還付加算金(過少加算金)、還付加算金(不申告加算金)、還付加算金(重加算金)、還付加算金_始期1～8、還付加算金_基礎額1～8、還付加算金_区分1～8、還付加算金_終期1～8、還付事由、処理サイン、更新サイン、納付すべき額(本税または利子割還付額)、納付すべき額_サイン、納付すべき額(延滞金)、納付すべき額(過少申告加算金)、納付すべき額(不申告加算金)、納付すべき額(重加算金)、発生日、委任サイン、会計年度、不動産連帯番号、不動産連帯総数、初回納付日、法人二税事業年度終期、訂正先の事務所、訂正先の会計年度、充当額、自動車税_当初の課税額、自動車税減額事由、自動車税_減額した税額、住所オーバーサイン、還付充当通知書用未納メッセージフラグ、金融機関識別コード1、金融機関識別コード2、配達記録区分、法人二税・利子割還付自動充当区分、特別法人事業税_過誤納額(本税)、特別法人事業税_過誤納額(延滞金)、特別法人事業税_過誤納額(過少申告加算金)、特別法人事業税_過誤納額(不申告加算金)、特別法人事業税_過誤納額(重加算金)、特別法人事業税_過誤納額(還付加算金)、現滞区分、自動車税委任サイン区分、減額日、更正決定フラグ、充当理由コード、旧法フラグ

〈充当情報〉記録項目28

充当元_課税年度、充当元_税目コード、充当元_番号等、充当元_期別、充当元_事務所コード、還付回数、充当回数、充当先金額(本税)、充当先金額(延滞金)、充当先金額(過少申告加算金)、充当先金額(不申告加算金)、充当先金額(重加算金)、充当先金額(合計)、充当元科目コード、充当番号、充当適状日、充当先会計年度、充当先_課税年度、充当先_税目コード、充当先_番号等、充当先_期別、充当先_事務所コード、納入区分、充当先_不動産連帯番号、充当先_不動産連帯総数、振替充当済通番号、充当先_終期、譲渡人譲受人サイン

〈還付金支払データ変更情報〉記録項目26

税目コード、随時定期区分、年度、金券番号、変更前_金額、変更前_所属名、変更前_支払日、変更前_支払方法、変更前_受取人郵便番号、変更前_受取人住所、変更前_受取人カナ氏名、変更前_受取人氏名、変更後_支払方法、変更後_振込先口座、変更後_銀行名、変更後_支店名、変更後_種別、変更後_口座番号、変更後_金融機関コード、受取人郵便番号、受取人住所、受取人カナ氏名、受取人氏名、更新サイン、端末名、更新日付

〈自動車税・還付金統一口座情報〉記録項目22

事務所コード、県下統一フラグ、納税者番号、処理区分、登録日、納税義務者_カナ氏名、納税義務者_漢字氏名、納税義務者_住所コード、納税義務者_丁目大字、納税義務者_番地、還付先_住所コード、還付先_郵便番号、還付先_委任サイン、還付先_住所、還付先_カナ氏名、還付先_漢字氏名、金融機関コード、金融機関名、預金区分、預金種別、口座番号、更新日

〈自動車税・還付金譲渡情報〉記録項目28

事務所コード、課税年度、登録番号、納税者番号、処理区分、登録日、納税義務者_カナ氏名、納税義務者_漢字氏名、納税義務者_住所コード、納税義務者_丁目大字、納税義務者_番地、譲渡先_住所コード、譲渡先_郵便番号、譲渡先_委任サイン、譲渡先_住所、譲渡先_カナ氏名、譲渡先_漢字氏名、全銀協コード、金融機関名、預金区分、預金種別、口座番号、口座統一存在判断、更新日、自動更新サイン、過誤納データ発生日、環境性能割更新サイン、環境性能割過誤納データ発生日

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

【滞納管理】記録項目561

〈個別管理〉記録項目129

事務所コード、徴収番号、履歴番号、住所コード、番地、方書、郵便番号、居所住所コード、居所_番地、居所_方書、居所_郵便番号、居所_電話番号、本籍又は国籍、カナ氏名、漢字氏名、生年月日、電話区分、電話番号、電話区分1～4、電話番号1～4、カナ屋号、漢字屋号、性別、死亡・解散・清算終了日、死亡・解散・清算終了日区分、職業又は事業区分、職業又は事業内容、勤務先名、勤務先_住所コード、勤務先_番地、勤務先_方書、勤務先_郵便番号、勤務先_電話番号、破産等区分1～2、破産等開始日1～2、破産等終了日1～2、事件年度1～2、事件区分1～2、事件番号1～2、裁判所名1～2、配当サイン、執行停止予定サイン、滞納原因区分、滞納原因、所得調査の有無、固定調査の有無、口座調査の有無、預金調査の有無、電話加入権調査の有無、給与調査の有無、一斉催告・差押予告停止サイン、延滞金通知停止サイン、処理方針、処理概要区分、処理詳細区分、処理詳細、代表者(清算者)氏名、代表者(清算者)住所、代表者(清算者)電話番号、交渉窓口担当者氏名、交渉窓口担当者住所、交渉窓口担当者電話番号、圧縮キー情報_カナ氏名、圧縮キー情報_漢字氏名、圧縮キー情報_番地、圧縮キー情報_カナ屋号、圧縮キー情報_漢字屋号、主担当者コード、副担当者コード1、副担当者コード2、作成日、送付先区分、徴収地区、住民票コードまたは会社法人等番号、レコードの状態、関係者_続柄、関係者_氏名、関係者_住所、関係者_滞納の有無、関係者_電話番号、関係者_関係者徴収番号、関係者_関係者事務所コード、滞納メモ_メモ内容、滞納メモ_作成日、滞納メモ_作成者コード、滞納収納キー_課税年度、滞納収納キー_税目コード、滞納収納キー_番号等、滞納収納キー_期別、滞納収納キー_事務所コード、滞納収納キー_不動産取得税・連帯番号、滞納収納キー_法定納期限等、記事_処理年月日、記事_処理時間、記事_交渉相手氏名1～3、記事_交渉相手徴収番号1～3、記事_交渉等場所区分、記事_交渉等場所、記事_交渉方法区分、記事_交渉方法、記事_在宅区分、記事_電話番号、記事_応答の有無、記事_内容、記事_約束期限、記事_スケジュールの有無、記事_記事、記事_担当者コード、記事_担当者名1、記事_直属上司の操作員コード、記事_担当者名2、記事_課長の操作員コード、記事_担当者名3、記事_概要区分、記事_前回確認日、記事_GL決裁サイン、記事_課長決裁サイン、記事_GL確認日、記事_課長確認日、記事_滞納金額、記事_滞納者カナ氏名、記事_担当者カナ氏名、記事_滞納者漢字氏名、スケジュール_処理年月日、スケジュール_処理時間、スケジュール_内容、スケジュール_予定日(約定期限)、48条用滞納金額、戸籍筆頭者氏名

〈納付計画情報〉記録項目52

事務所コード、徴収番号、誓約書No.、連番、誓約書作成日、誓約書受付日、誓約書承認日、誓約書提出者、債務の承認日、誓約書失効日、納付回数、1回当たりの納付金額、予定日フラグ、予定日、納付計画開始年月、延滞金計画フラグ、延滞金減免フラグ、納付計画_納付回数、納付予定日、本税予定額、加算金予定額、延滞金予定額、法律による金額_表示サイン、課税年度、税目コード、番号等、期別等、事務所コード、履行1、履行2、加算金区分、記事情報のキー、納付計画収納キー_分納回数、納付計画収納キー_滞納金額_本税、納付計画収納キー_滞納金額_加算金、納付計画収納キー_滞納金額_延滞金、納付計画収納キー_調定金額_本税、納付計画収納キー_調定金額_加算金、納付計画収納キー_調定金額_延滞金、納付計画収納キー_収入金額_本税、納付計画収納キー_収入金額_加算金、納付計画収納キー_収入金額_延滞金、納付計画収納キー_不納欠損額_本税、納付計画収納キー_不納欠損額_加算金、納付計画収納キー_不納欠損額_延滞金、納付計画収納キー_仮消込_納付日、納付計画収納キー_仮消込額_本税、納付計画収納キー_仮消込額_加算金、納付計画収納キー_仮消込額_延滞金、納付計画収納キー_延滞金確定サイン、納付計画収納キー_納入区分、納付計画収納キー_否認サイン

〈財産照会情報〉記録項目33

事務所コード、分類コード、照会先コード1、照会先コード2、照会先名(略称)、郵便番号1、郵便番号2、住所1～2、氏名1～2、様・御中1～2、カナ照会先名(略称)、圧縮_カナ照会先名(略称)、徴収番号、担当者コード、通知年度、通知番号、調査区分、照会対象コード_大分類、照会対象コード_中分類、照会対象コード_小分類、担当者コード、通知年度(降順)、通知番号(降順)、文書番号、通知年月日、記事情報のキー、文例番号、区分、コード、文例コード、回答登録サイン(土地・他)、回答登録サイン(家屋用)、回答登録サイン(区分建物用)

〈処分情報〉記録項目109

事務所コード、滞納者番号、処分コード_年度、処分コード_連番、滞納状況明細件数、財産明細件数、財産区分、滞納者住所、滞納者氏名、処分年月日1～5、処分区分、債務者住所または事件番号、債務者氏名または執行機関、電話局差押通知受付年月日、電話局差押受付番号、執行後3年経過日、該当条項、配当サイン、担保権の準備、起案日(執行時)、滞納者生年月日、滞納者電話番号、起案日(解除時)、滞納者カナ氏名、債権種別区分、契約解除日、法人組織コード、コメント、滞納者郵便番号、徴収引継事務所コード、徴収引継事務所名、登記番号、事件番号1～3、入力者事務所、入力者、更新日付、送付先_NTT営業コード、送付先_住所(所在地)、送付先_氏名(名称)、送付先_発付年月日、送付先_法人組織コード、送付先_解除日、送付先_当初発付日、送付先_郵便番号、送付先_執行停止時効予定日1～5、財産_電話_電話番号、財産_電話_電話機の設置番所、財産_電話_解除日、財産_電話_市外局番、財産_不動産_土地家屋区分、財産_不動産_土地情報_所在、財産_不動産_土地情報_地番、財産_不動産_土地情報_地目、財産_不動産_土地情報_地積、財産_不動産_土地情報_解除日、財産_不動産_土地情報_一部解除・最新判定サイン、財産_不動産_家屋情報_所在、財産_不動産_家屋情報_一部解除・最新判定サイン、財産_不動産_家屋情報_家屋番号、財産_不動産_家屋情報_種類、財産_不動産_家屋情報_構造、財産_不動産_家屋情報_床面積階数1～6、財産_不動産_家屋情報_床面積面積1～6、財産_不動産_家屋情報_解除日、財産_不動産_その他情報_内容、財産_不動産_その他情報_解除日、財産_不動産_その他情報_解除区分、財産_債権&組持預株_債権情報1～4、財産_自動車_車名、財産_自動車_型式、財産_自動車_登録番号、財産_自動車_車台番号、財産_自動車_原動機型式、財産_自動車_使用の本拠の位置、財産_自動車_その他、財産_自動車_占有、財産_自動車_解除日、収納キー_課税年度1～5、収納キー_税目コード1～5、収納キー_番号等1～5、収納キー_期別1～5、収納キー_事務所コード1～5、収納キー_処分金額_本税1～5、収納キー_処分金額_延滞金1～5、収納キー_処分金額_過少1～5、収納キー_処分金額_不申告1～5、収納キー_処分金額_重加1～5、収納キー_法定納期限等の日1～5、引継_異動金額(前)_本税、引継_異動金額(前)_延滞金、引継_異動金額(前)_過少、引継_異動金額(前)_不申告、引継_異動金額(前)_重加、引継_異動金額(後)_本税、引継_異動金額(後)_延滞金、引継_異動金額(後)_過少、引継_異動金額(後)_不申告、引継_異動金額(後)_重加、引継_課税年度、引継_税目コード、引継_番号等、引継_期別等、引継_事務所コード、引継_当初金額_延滞金、引継_当初金額_過少、引継_当初金額_不申告、引継_当初金額_重加、引継_事由、48条識別サイン

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

〈未納情報〉記録項目95

事務所コード、徴収(処分)番号、課税年度、税目コード、番号等、期別等、事務所コード(引継元)、カナ氏名、漢字氏名、住所コード、郵便番号、住所、徴収地区、主担当者、副担当者1、副担当者2、未納本税(合計)、未納計算延滞金(合計)、未納確定延滞金(合計)、未納過少(合計)、未納不申告(合計)、未納重加(合計)、未納合計(合計)、課税年度、延滞金確定年度、税目名称、番号等(編集後)、期別等(編集後)、納期限、督促日、時効注意、消滅日、消滅理由、執行停止日、未納本税、未納計算延滞金、未納確定延滞金、未納過少、未納不申告、未納重加、未納合計、徴収猶予期限(終期)、徴収猶予本税、徴収猶予過少、徴収猶予不申告、徴収猶予重加、差押中_執行日、差押中_財産種別、生年月日、性別、死亡・解散・清算終了日、死亡・解散・清算終了日区分(原因)、破産等区分、破産等開始日、破産等終了日、職業又は事業区分、滞納原因区分、勤務先名、勤務先郵便番号、勤務先住所、勤務先電話番号、処理概要区分、処理詳細区分、配当サイン、執行停止予定サイン、記事年月日、記事交渉方法、有効な納付計画の有無、納付計画_履行、処分、開始日、終了日、所得調査の有無、固定調査の有無、口座調査の有無、預金調査の有無、電話加入権調査の有無、給与調査の有無、調査有無情報1～33、車検日、車名、初年度登録、登録事由、申請日、所有権、電話、住所履歴_郵便番号1～6、住所履歴_住所1～6、氏名履歴_カナ氏名1～3、氏名履歴_漢字氏名1～3、車台番号、猶予コード、法人・個人区分、カナ氏名(略称付)、漢字屋号

〈不納欠損予定情報〉記録項目64

事務所コード、税目コード、整理番号、課税年度、番号等、期別等、連帯総数、法定納期限、指定納期限等、徴収猶予コード、徴収猶予期限(本税)、徴収猶予額(過少申告加算金)、徴収猶予額(不申告加算金)、徴収猶予額(重加算金)、督促状発行日、最終納付日1、納入区分1、代納サイン1、最終納付日2、納入区分2、代納サイン2、調定額(本税)、調定額(過少申告加算金)、調定額(不申告加算金)、調定額(重加算金)、収入額(本税)、収入額(過少申告加算金)、収入額(不申告加算金)、収入額(重加算金)、不納欠損額(本税)、不納欠損額(過少申告加算金)、不納欠損額(不申告加算金)、不納欠損額(重加算金)、未納額(本税)、未納額(過少申告加算金)、未納額(不申告加算金)、未納額(重加算金)、納期判別サイン、不納欠損番号、処分番号、執行停止_処分整理番号_年度、執行停止_処分整理番号_連番、執行停止日、消滅予定日、最終終了処分、差押等執行日、差押等終了日、処分コード、差押等_処分整理番号_年度、差押等_処分整理番号_連番、起算日コード、時効起算日、時効完成計算日、納税義務消滅起算日、納税義務消滅日、消滅事由、未更新サイン、非該当サイン、会計年度、現滞区分、決裁予定日(更新予定日)、メッセージ区分、和・和歌山区分

〈法第48条移管情報〉記録項目39

年度、市町村コード、滞納者番号、個人番号、職業、郵便番号、住所コード、住所漢字、番地等、方書、カナ氏名、漢字氏名、電話番号、携帯電話番号、生年月日、性別・法人区分、勤務先_住所コード、勤務先_郵便番号、勤務先_住所、勤務先_番地、勤務先_方書、勤務先_名称、勤務先_電話番号、滞納金額、市町村納税番号、税目、課税年度、期別、納期限、督促年月日、本税調定額、督促手数料、延滞金調定額、法定納期限等、備考、納付日、本税納付額、督促手数料納付額、延滞金納付額

〈法第48条消込データ〉記録項目15

事務所コード、徴収番号、課税年度、税目コード、番号等、期別等、本税収入額、延滞金収入額、督促手数料収入額、納付日、収入日枝番、メモ情報、登録者コード、納付書整理番号、徴収地区

〈法第48条その他情報〉記録項目25

事務所、年度、市町村コード、引継時_期間(自)、引継時_期間(至)、引継時_滞納者数、引継時_滞納件数、引継時_滞納税額、引継時_延滞金算定日、引継時_連携日、返還時_完納人数、返還時_完納件数、返還時_完納税額、返還時_返還人数、返還時_返還件数、返還時_返還税額、返還時_徴収税額、返還時_返還日、返還時_返還区分、返還時_市町村引受日、返還時_引受区分、徴収通知書発行日、指定納期限、差押関係書類名、差押関係書類通数

■県税運営クラウドサービスデータベース

【マイナンバー(記録項目53項目)】

宛番号、法人・個人区分、マイナンバー、法人組織前後コード、法人組織前後名称、法人組織コード、法人組織名称、カナ名称又はカナ氏名、名称又は氏名、郵便番号、市区町村全国地方公共団体コード、住所表示用市区町村名、住所表示用市区町村名フルネーム、町字ID、住所表示用町字名、住所表示用町字名フルネーム、住所コード名称、丁目・番地、方書、電話番号、生年月日、性別コード、性別名称、異動年月日、異動事由コード、異動事由名称、法人_他県本店_郵便番号、法人_他県本店_市区町村全国地方公共団体コード、法人_他県本店_住所表示用市区町村名、法人_他県本店_住所表示用市区町村名フルネーム、法人_他県本店_町字ID、法人_他県本店_住所表示用町字名、法人_他県本店_住所表示用町字名フルネーム、法人_他県本店_住所コード名称、法人_他県本店_丁目・番地、法人_他県本店_方書、法人_他県本店_電話番号、清音化_カナ名称又は氏名、清音化_名称又は氏名、清音化_丁目・番地、団体内統合宛名・登録状況、住基異動年月日、住基異動事由、異動事務所、異動税目、異動コメント、作成日時、作成ユーザーID、作成アプリケーションID、更新日時、更新ユーザーID、更新アプリケーションID、リビジョンNo

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名		
県税運営システムデータベースファイル		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク		
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<本人又は本人の代理人からの入手> 県税の申告書等は、地方税法その他の地方税に関する法律等の規定に基づき、納税者等本人の情報のみを記載する様式であり、納税者等本人以外の情報は入手できない。また、申告書等の提出を受ける際は、納税者等本人以外の情報が誤って記載されていないか内容を確認する。 <他の都道府県、市町村、国税庁、他部署等からの入手> 他の都道府県、市町村、国税庁からの特定個人情報の入手は、番号法第20条の規定に基づく場合のみに制限されている。また、入手の際には、納税者等本人以外の情報が含まれていないか内容を確認する。 国税連携システムは、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて国税庁と接続しており、国税庁が和歌山県を送信先として設定した対象者以外の情報が入手できないようシステムで制御している。 団体内統合宛名管理システムは、県税運営システムと紐付く情報のみ提供するようシステムで制御しているため、対象者以外の情報を入手することができない。 住民基本台帳ネットワークシステムは、和歌山県住民基本台帳ネットワークシステムのシステム管理者が定める事項において、目的外の利用及び業務上必要のない本人確認情報の検索等を禁止するとともに、ログ(操作履歴)の確認により対象者以外の情報の入手等不正利用をチェックしている。	
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<本人又は本人の代理人からの入手> 県税の申告書等は、地方税法その他の地方税に関する法律等の規定に基づき、賦課徴収等に関する事務に必要な情報のみを記載する様式であり、賦課徴収等に関する事務に必要な情報以外は入手できない。また、申告書等の提出を受ける際は、不必要な情報が誤って記載されていないか内容を確認する。 <他の都道府県、市町村、国税庁、他部署等からの入手> 他の都道府県、市町村、国税庁からの特定個人情報の入手は、番号法第20条の規定に基づく場合のみに制限されている。また、入手の際には、不必要な情報が記載されていないか内容を確認する。 国税連携システムは、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて国税庁と接続しており、国税庁が和歌山県を送信先として設定した対象者以外の情報が入手できない仕組みであるとともに、地方税法その他の地方税に関する法律等の規定に基づく様式を用いることで、必要な情報以外の情報が入手できないようシステムで制御している。 団体内統合宛名管理システム及び住民基本台帳ネットワークシステムからは、個人番号及び4情報等必要な情報以外は提供されないようシステムで制御している。	
その他の措置の内容	－	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<本人又は本人の代理人からの入手> 県税の申告書等は、地方税法その他の地方税に関する法律等に規定された様式であり、本人又は本人の代理人が使用目的を認識した上で手続きに必要な事項を記載し提出する。 <他の都道府県、市町村、国税庁、他部署等からの入手> 他の都道府県、市町村、国税庁からの特定個人情報の入手は、番号法第20条の規定に基づく場合のみに制限されている。 国税連携システムは、特定個人情報の入手元である国税庁が、法令に基づき、必要な情報のみを提供している。また、ID等によるアクセス制限が設けられているため、アクセス権限をもつ特定の者以外は利用できない。 団体内統合宛名管理システム及び住民基本台帳ネットワークシステムは、対策基準又は和歌山県住民基本台帳ネットワークシステム システム管理者が定める事項に基づくID等によるアクセス制限が設けられているため、アクセス権限をもつ特定の者以外は利用できない。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3： 入手した特定個人情報 が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	<本人からの入手> 窓口で申告書等の提出を受ける際は、番号法第16条の規定に基づき、個人番号カード等の提示を受けることにより、本人確認を行う。また、郵送による場合は、個人番号カード又は通知カード及び身元確認書類等の写しの提出を受けることにより、本人確認を行う。 <本人の代理人からの入手> 番号法第16条の規定に基づき、委任状等の提示を受けて代理権を確認するとともに、本人及び代理人の個人番号カード又は住民票の写し等の提示を受けることにより、本人確認を行う。
個人番号の真正性確認の措置の内容	<本人又は本人の代理人からの入手> ・本人から入手する場合 個人番号カード等の提示を受けて確認するほか、県税運営システム又は住民基本台帳ネットワークシステムで保有する情報と突合し真正性を確認する。 ・本人の代理人から入手する場合 本人の個人番号カード又は通知カードの写し等の提示を受けて確認するほか、県税運営システム又は住民基本台帳ネットワークシステムで保有する情報と突合し真正性を確認する。 <他の都道府県、市町村、国税庁、他部署等からの入手> 番号法第16条の規定に基づき、特定個人情報の入手元が真正性確認を行っているほか、入手した情報は、県税運営システム又は住民基本台帳ネットワークシステムで保有する情報と和歌山県において突合し、真正性を確認する。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	賦課徴収に必要な都度、県税運営システム、団体内統合宛名管理システム又は住民基本台帳ネットワークシステムにおける特定個人情報と突合して、正確性を確保する。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4： 入手の際に特定個人情報 が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<本人又は本人の代理人からの入手> 窓口で申告書等の提出を受ける際は、職員が対面で収受するとともに、和歌山県公文書管理規程(平成13年和歌山県訓令第12号)に基づき、適切に保管する。また、郵送による場合は、必ず郵便又は信書便を利用し、記載事項又は添付書類に漏れが無いよう、十分に確認の上、県税事務所等に送付する旨をホームページ等で案内する。 <他の都道府県、市町村、国税庁、他部署等からの入手> ・番号法第19条第10号、番号法施行令第22条及び番号法施行規則第20条の規定に基づき、特定個人情報の入手の日時及び特定個人情報の項目等を記録し7年間保存するなど、安全を確保するために必要な措置を講じる。 ・国税連携システムは、国税庁から地方税ポータルセンタ(eLTAX)までは専用回線、地方税ポータルセンタ(eLTAX)から和歌山県までは行政専用のネットワーク(LGWAN)を利用し、暗号化通信を行うとともにファイアウォールを設置して通信制御を行っている。また、対策基準に基づくID等による制限が設けられているため、アクセス権限をもつ特定の者以外は利用できない。 ・団体内統合宛名管理システムとの情報の通信は、他の通信と論理的に分離した独立性の高いネットワークを形成するとともに、ファイアウォール等による通信制御を実施することで、不正アクセスに対する措置を講じている。 ・団体内統合宛名管理システム及び住民基本台帳ネットワークシステムは、対策基準又は和歌山県住民基本台帳ネットワークシステム システム管理者が定める事項に基づくID等によるアクセス制限が設けられているため、アクセス権限をもつ特定の者以外は利用できない。 <県税運営クラウドサービスにおける措置> ・窓口で申告書等の提出を受ける際は、職員が対面で収受するとともに、和歌山県公文書管理規程に基づき、適切に保管する。 ・郵送による場合は、必ず郵便又は信書便を利用し、記載事項又は添付書類に漏れが無いよう、十分に確認の上、県税事務所等に送付する旨をホームページ等で案内する。 ・端末PCをユーザID、パスワードと指紋及び静脈による認証を行い、利用者を限定する。 ・端末PCのパスワードについては、8桁以上、英字大文字、英字小文字、数字、記号を最低1文字ずつ組み合わせたもので、堅牢なパスワードとする。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

3. 特定個人情報の使用		
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク		
宛名システム等における措置の内容	団体内統合宛名管理システムは、対策基準に基づくID等によるアクセス制限が設けられているため、アクセス権限をもつ特定の者以外は利用できない。また、庁内業務システムの単位でアクセス可能な範囲を限定しており、正当な権限のない庁内業務システムからは個人番号を利用できない仕組みであるため、県税の賦課徴収等に関する事務に必要なない者の個人番号と紐付くことはない。	
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	・県税運営システム及び国税連携システムは、県税の賦課徴収等に関する事務に係る情報以外は有していないため、特定個人情報と賦課徴収等に関する事務に必要なない情報とが紐付くことはない。 ・住民基本台帳ネットワークシステムは、庁内業務システムとの接続を行わないため、事務に必要なない情報と紐付くことはない。 ・県税運営クラウドサービスには、税務に関係のない情報を保有しない。 ・県税運営クラウドサービスは、庁内において、団体内統合宛名管理システムと接続するが、特定個人情報の連携については、情報提供ネットワークシステムへ関係情報を照会する場合の処理に限られるよう制限する。また、県税運営クラウドサービスから他のシステムへの特定個人情報の連携は、情報照会に必要なとなる情報（個人番号及び宛名情報等）以外の情報連携は行わないよう制限する。	
その他の措置の内容	－	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[行っている]	＜選択肢＞ 1) 行っている 2) 行っていない
	具体的な管理方法	県税運営システム、団体内統合宛名管理システム又は国税連携システムの端末の起動には、対策基準第2条第16号に規定するシステム管理者が利用者として登録した職員の指紋・指静脈の認証及びパスワードの入力が必要である。 端末起動後、県税運営システム、団体内統合宛名管理システム又は国税連携システムにアクセスする際には、対策基準第2条第16号に規定するシステム管理者が利用者ごとに付与した、対策基準第39条の規定に基づくID及び同基準第40条の規定に基づくパスワードによるログイン認証を行っている。 住民基本台帳ネットワークシステムは、和歌山県住民基本台帳ネットワークシステム システム管理者が定める事項に基づくID等によるアクセス制限が設けられているため、アクセス権限をもつ特定の者以外は利用できない。
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	＜選択肢＞ 1) 行っている 2) 行っていない
	具体的な管理方法	＜発行管理＞ 県税運営システム、団体内統合宛名管理システム又は国税連携システムの端末起動時の指紋・指静脈認証並びにシステム起動時の対策基準第39条及び第40条の規定に基づくID及びパスワードは、同基準第2条第16号に規定するシステム管理者が、各所属長及び委託先から職員ごとに発行申請を受け、当該所属及び委託先の事務分担表等に基づき事務上必要であることを審査した上で登録、発行している。 住民基本台帳ネットワークシステムは、和歌山県住民基本台帳ネットワークシステム システム管理者が定める事項に基づき、和歌山県住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ規程第6条に規定するシステム管理者が、業務に応じた権限を付与している。 ＜失効管理＞ 県税運営システム、団体内統合宛名管理システム又は国税連携システムは、対策基準第2条第13号に規定するシステム管理者が、各所属長及び委託先から異動・退職等でシステムを利用する必要がなくなった者を報告させることにより、アクセス権限の失効処理を行っている。 住民基本台帳ネットワークシステムは、和歌山県住民基本台帳ネットワークシステム システム管理者が定める事項に基づき人事異動等による操作者指定解除協議を行った後、和歌山県住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ規程第6条に規定するシステム管理者が、照会情報を削除することによりアクセス権限を無効化している。

アクセス権限の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	県税運営システム、団体内統合宛名管理システム又は国税連携システムの端末起動時の指紋・指静脈認証並びにシステム起動時の対策基準第39条及び第40条の規定に基づくID及びパスワードは、対策基準第2条第16号に規定するシステム管理者が、当該所屬及び委託先の事務分担表等に基づき事務上必要であることを審査した上で、利用する職員の指紋・指静脈情報を登録し、またID及びパスワードを発行し権限表を作成のうえ管理している。また、職員の異動及び事務分担の変更の都度、アクセス権限の適正性を確認のうえ権限表の見直し等の処理を行っている。 住民基本台帳ネットワークシステムは、和歌山県住民基本台帳ネットワークシステム システム管理者が定める事項に基づき、和歌山県住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ規程第6条に規定するシステム管理者が操作者の業務に応じた権限を付与し、操作者は操作者ID管理簿へ利用実績等を記入している。また、操作履歴の記録を取得、保管し不正アクセスがないか分析している。 <県税運営クラウドサービスにおける措置> ・システムパスワードは、ID発行時に付与する。 ・異動退職時に業務上アクセス不要となったIDやアクセス権を変更又は削除する。
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	県税運営システムは、特定個人情報ファイルへのアクセス履歴(操作した日時・ユーザーID・画面の名称、操作内容等)を記録し、県税運営システム情報資産等の消去等に関する手順書に基づき7年間保管している。また、特定個人情報に係る県税運営システム操作履歴点検等手順書に基づき、1週間ごとに当該記録の点検及び解析を行い、不正なアクセス等が行われていないか確認している。 団体内統合宛名管理システム及び住民基本台帳ネットワークシステムは、システムの操作履歴を取得、保管するとともに、不正な操作がないことを確認できる。
その他の措置の内容	税務端末については、対策基準第37条の規定に基づき、画面にのぞき見防止フィルターを貼るとともに、3分を超えて操作を行わない場合は、自動的に画面の表示を消す設定としている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	県税の賦課徴収等に関する情報は、対策基準第9条の規定に基づき、秘密性等が最も高いレベル(セキュリティレベル3)に分類される情報であるため、同基準第10条及び第18条の規定において、その保管及び使用等に対する厳格な制限が設けられている。また、地方公務員法の規定に基づく職務上知り得た秘密、地方税法の規定に基づく税務情報に関し守秘義務がそれぞれ課せられているとともに、番号法において特定個人情報の漏えい等に対する罰則規定が設けられている。また、会計年度任用職員については、対策基準におけるセキュリティに関する各規定の適用を受けるとともに、地方公務員法の規定に基づく守秘義務が課せられており、職員のサービスの宣誓に関する条例(昭和26年条例第19号)の規定に基づく宣誓書を提出させている。 対策基準第22条の規定に基づく教育及び研修を通じて、同基準第5条に基づく情報セキュリティ管理者が、職員に対して事務外の利用の禁止又は情報漏えい防止等に関する指導を行う。 団体内統合宛名管理システム及び住民基本台帳ネットワークシステムは、システムの操作履歴を取得、保管するとともに、不正な操作がないことを確認できる。 住民基本台帳ネットワークシステムは、和歌山県住民基本台帳ネットワークシステム システム管理者が定める事項において、事務外利用の禁止等を含めた適正利用を規定している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	県税運営システムはホストコンピュータにより運用しているが、ホストコンピュータはシステム上管理権限を与えられた者以外、直接アクセスすることを許可していないため、税務端末からデータベース上の特定個人情報ファイルを複製することはできない。また、委託先に対しては、委託契約書において「個人情報取扱特記事項」を規定し、県の承諾なしに複写し、又は複製してはならないと定めている。 団体内統合宛名管理システム及び住民基本台帳ネットワークシステムは、システム上管理権限を与えられた者以外、特定個人情報ファイルの複製を行うことができない。 <県税運営クラウドサービスにおける措置> ・システムへのログイン記録、個人を特定した検索及び特定後の操作ログの記録を行う。操作者は個人まで特定でき、ログ記録は7年間保管する。 ・違反行為を行った場合は、法令の罰則規定により措置を講じる。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

☐ 委託しない

情報保護管理体制の確認	委託先を選定する際は、一般財団法人日本情報経済社会推進協会の「プライバシーマーク」及び情報セキュリティマネジメントシステムである「ISO27001」等を取得ていることを条件とし、業務に従事する者の氏名及び情報取扱いに係る資格等を明記した名簿を提出させるとともに、委託契約書において「個人情報取扱特記事項」を規定し、秘密の保持、収集の制限、適正管理、目的外利用及び提供の禁止、複写又は持ち出しの禁止、資料等の返還又は廃棄、従事者への周知、事故発生時における報告に関して定めている。
-------------	--

具体的な制限方法 案の規定に基づくID及びパスワードの発行申請を受け、従事者名簿及び業務分担表等に基づき、業務上特定個人情報へのアクセスが必要である者のみに対してID及びパスワードを発行している。

特定個人情報ファイルへのアクセス履歴(操作した日時・ユーザーID・画面の名称、操作内容等)を記録し、県税運営システム情報資産等の消去等に関する手順書に基づき7年間保管している。また、特定個人情報に係る県税運営システム操作履歴点検等手順書に基づき、1週間ごとに当該記録の点検及び解析を行い、不正なアクセス等が行われていないか確認している。

委託先から他者への提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法	和歌山県の指示に従って、委託先は、県税運営システムに記録された特定個人情報参照の上プログラムの改修及び実行処理等を行う、又は申告書等を閲覧の上必要事項の入力作業を行うことはあるが、和歌山県から特定個人情報の提供を受けて委託業務を履行することはない。よって、委託先から他者へ特定個人情報を提供することはない。 委託契約書中「個人情報取扱特記事項」において、和歌山県の指示又は承認があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならないと定めている。 県税運営システム等電算処理業務受託者監査手順書に基づき、ルールが遵守されているか確認する。
----------------------------------	--

委託元と委託先間の提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法	和歌山県の指示に従って、委託先は、県税運営システムに記録された特定個人情報情報を参照の上プログラム改修及び実行処理等を行う、又は申告書等を閲覧の上必要事項の入力作業を行うことはあるが、和歌山県から特定個人情報情報の提供を受けて委託業務を履行することはない。 委託契約書中「個人情報取扱特記事項」において、秘密の保持、収集の制限、適正管理、目的外利用及び提供の禁止、複写又は持ち出しの禁止、資料等の返還又は廃棄、従事者への周知、事故発生時における報告に関して定めている。 県税運営システム等電算処理業務受託者監査手順書に基づき、ルールが遵守されているか確認する。
----------------------------------	---

ルール内容及び ルール遵守の確認方法	契約書において、委託先が業務を処理するために和歌山県から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報（記録された資料等は、事務完了後直ちに返還し、又は引き渡すものとする旨を定め、遵守させている）。 特定個人情報の消去については、以下のとおり取り扱っている。 1. 保管期間を経過した特定個人情報は、専用の消去ツール又はプログラムによって、復元できないよう完全に消去する。 2. 特定個人情報を保存した機器を更新又は故障等の事由により廃棄する場合は、1の作業を行うとともに、情報が判読できないように、物理的破壊を行う。 なお、委託先が消去等を行う場合は、作業計画書及び作業報告書の提出を求めるとともに、職員が立ち会うなどの方法により、完全に消去等がされていることを確認している。 県税運営システム等電算処理業務受託者監査手順書に基づき、ルールが遵守されているか確認している。
-------------------------------	--

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定		
-----------------------------	--	---

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない	
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない	
具体的な方法	番号法施行令第22条の規定に基づき、特定個人情報の提供を受ける者の名称、特定個人情報の提供の日時及び提供する特定個人情報の項目等を記録し、7年間保存するとともに、特定個人情報の提供を受ける者に対し、特定個人情報を提供する者の名称、特定個人情報の提供の日時及び提供を受ける特定個人情報の項目を記録し7年間保存するよう求める。		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	電磁的記録による提供を行う場合は、行政専用のネットワーク(LGWAN)を利用し、暗号化通信を行うとともにファイアウォールを設置して通信制御を行っている。 番号法第19条第10号、番号法施行令第21条及び番号法施行規則第19条に規定された地方税法又は国税に関する法律の規定に基づく提供先にのみ特定個人情報を提供する。		
その他の措置の内容	—		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	電磁的記録による提供を行う場合は、行政専用のネットワーク(LGWAN)を利用し、暗号化通信を行うとともにファイアウォールを設置して通信制御を行っている。 提供内容、提供先及び提供先における提供する情報の使途等について複数の職員による点検を実施のうえ所属長の決裁を得ることにより、番号法第19条第10号、番号法施行令第21条及び番号法施行規則第19条の規定に基づく提供であることを確認のうえ処理を行う。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容	複数の職員による相互の提供内容の確認及び提供に係る手続を実施し、誤った情報の提供又は誤った相手への提供を防止するとともに、提供内容を記録し保管する。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
—			

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[○] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<和歌山県(県税運営システム)における措置> 県税運営システムは、障害者関係情報、生活保護関係情報及び地方税関係情報に基づく減免事務等、番号法上認められた事務のみで情報連携を行うことができる仕様とするとともに、対策基準第2条第16号に規定するシステム管理者が、当該事務を行う担当者のみが情報提供ネットワークシステムを利用できるよう権限設定を行う。また、対策基準第22条の規定に基づく教育及び研修において、同基準第5条に基づく情報セキュリティ管理者が、関係職員に番号法の規定等に関する周知を行い、業務以外に利用することを禁止している。 特定個人情報ファイルへのアクセス履歴(操作した日時・ユーザーID・画面の名称、操作内容等)を記録し、県税運営システム操作履歴点検等手順書に基づき1週間ごとに当該記録の点検及び解析を行うことにより、目的外の入手が行われていないか確認している。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法別表第二及び第19条第17号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。		
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<和歌山県(県税運営システム)における措置> 県税運営システムと団体内統合宛名管理システムとの接続は、他の通信と論理的に分離した独立性の高いネットワークを形成するとともに、ファイアウォール等による通信制御を実施することで、不正アクセスに対する措置を講じている。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容	<和歌山県(県税運営システム)における措置> 入手した特定個人情報について、県税運営システム又は住民基本台帳ネットワークシステムで保有している情報と突合を行い、真正性の確認を行う。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。 <県税運営クラウドサービスにおける措置> ・入手した特定個人情報について、県税運営クラウドサービス又は住民基本台帳ネットワークシステムで保有している情報と突合を行い、真正性の確認を行う。		
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		

リスク4： 入手の際に特定個人情報情報が漏えい・紛失するリスク		
リスクに対する措置の内容	<和歌山県(県税運営システム)における措置> 県税運営システムと団体内統合宛名管理システムとの接続は、他の通信と論理的に分離した独立性の高いネットワークを形成するとともに、ファイアウォール等による通信制御を実施することで、不正アクセスに対する措置を講じている。 特定個人情報ファイルへのアクセス履歴(操作した日時・ユーザーID・画面の名称、操作内容等)を記録し、県税運営システム操作履歴点検等手順書に基づき、1週間ごとに当該記録の点検及び解析を行うことにより、特定個人情報の漏えい・紛失が発生していないか確認している。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等、クラウドサービス事業者の業務は、クラウドサービスの提供であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク5： 不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク6： 不適切な方法で提供されるリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク7： 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。		

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守してい 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備してい 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備してい 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知してい 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<和歌山県における措置> ホストコンピュータ及びサーバに記録された特定個人情報が保管されている部屋は、所持する者が限定された入退室証により入退室管理を行うセキュリティゲートの設置、無停電電源装置、消火設備、室温管理及び免震措置等の対策が講じられているとともに、電子記録媒体等の機器の持込み及び使用が制限されている。 端末等に記録された特定個人情報が保管されている部屋は、対策基準第10条の規定に基づき、所属長が許可した者のみが入室し、職員の不在時には施錠を行う。 特定個人情報が記録された税務端末は、情報漏えい対策としてホームページ閲覧や電子メールによる外部との情報の送受信を行うことができない仕様とするともに、電子記録媒体の使用制限を行っている。また、ディスプレイにはのぞき見防止フィルターを設置するなどの対策を行っている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 <県税運営クラウドサービスにおける措置> データセンターは、データセンター運営会社の正社員のみが入館可能としており、部外者(機器修理等)の入館時には、入館可能な者が立ち会いを行う。 また、建物周辺には、空間センサーを整備し、建物周辺・館内への許可の無い部外者の入館時には、警備システムによる警報を発報しつつ、警備会社に自動連絡し、警備員を派遣する。 データセンター建物周辺・データセンター館内には監視カメラを設置する。 入館には、データセンター運営会社の許可された正社員による、IDカード及び生体認証装置による認証による開錠を行う。 データセンターは、24時間365日の警備システムによるデータセンターへの接近者の監視、不法侵入に対する監視を行う。 電源は、1週間以上稼働可能な自家発電設備、設備全体を賄う無停電電源装置、N+1構成の設備冷却用空調設備があり、自家発電設備は、1週間に1回の試運転を実施する。 データセンター内の物理設備は、サーバーラック内に設置され、すべてのラックはラックごとに異なるカギで施錠する。

⑥技術的対策	[十分にを行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容		<和歌山県における措置> 対策基準に基づくID等によるアクセス制限、ウイルス対策ソフトの導入及び最新のパターンファイルの適用を行うとともに、他の通信と論理的に分離した独立性の高いネットワークを形成し、ファイアウォール等による通信制御を実施することで、不正アクセスに対する措置を講じている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。 中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。 <県税運営クラウドサービスにおける措置> ○不正プログラム対策 ・ウイルス対策ソフトを使用して、サーバで定期的なウィルスチェックを実施する。 ・また、定期的に検証済みのパターンファイルに更新する。 ・なお、サーバへのソフトウェア導入及びバージョン更新時は、対策基準第2条第16号に規定するシステム管理者の許可を得るとともに、システム的な検証等を実施した上で、県税運営クラウドサービスの保守運用委託先が実施することとしており、不正なプログラムの導入を防止する。 ・また、サーバについては、オペレーティングシステム、ミドルウェア及びドライバのセキュリティ情報等を収集し、必要に応じて、修正プログラムを導入する。 ○不正アクセス防止策 ・ユーザーID及びログインパスワードを設定する。また、許可された外部入出力装置以外への出力を無効化する。 ・ウイルス対策ソフトを使用して、サーバを定期的にウィルスチェックをする。また、定期的に、検証済みのパターンファイルに更新する。 ・外部からのアクセスに対しては、ネットワークを分離することでアクセスそのものを遮断している。 ・データベースへのアクセスに対しては、ファイアウォールで不正アクセスを遮断するとともに、対策基準第2条第16号に規定するシステム管理者から許可を得た者以外は、データベースを参照・更新・消去することができない仕組みとする。
⑦バックアップ	[十分にを行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分にを行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	—	
再発防止策の内容	—	
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法		生存者と死者の個人番号を分けて保管していないため、生存者と同様の安全管理措置を講じる。
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2： 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク	
リスクに対する措置の内容	納税者等からの申告等の都度、特定個人情報の更新を行う。 また、賦課徴収等に関する事務において必要がある都度、住民基本台帳ネットワークシステム又は団体内統合宛名管理システムから特定個人情報を入手して更新する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	保管期間を経過した情報であるかどうかを区別し、以下のとおり処理している。 1. 保管期間を経過した特定個人情報は、専用の消去ツール又はプログラムによって、復元できないよう完全に消去する。 2. 特定個人情報を保存した機器を更新又は故障等の事由により廃棄する場合は、1の作業を行うとともに、特定個人情報が判読できないよう物理的破壊を行う。 なお、上記処理には原則として県職員が立ち会い、県組織の敷地内若しくは所属長の指定する場所又はシステムの設置場所にて実施することとする。 また、申告書等の紙媒体は、焼却処理等を行う。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査		
①自己点検	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行ってい 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的なチェック方法	<和歌山県における措置> 対策基準第5条に規定する情報セキュリティ管理者は、同基準第84条の規定に基づき1年ごとに少なくとも1回、情報セキュリティに関する自己点検を実施している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。	
②監査	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行ってい 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な内容	<和歌山県における措置> 和歌山県情報セキュリティ基本方針に定める情報セキュリティ委員会が、対策基準第85条の規定に基づき内部監査を実施することとしている。 委託先については、県税運営システム等電算処理業務受託者監査手順書に基づき監査を実施している。また、委託契約書に基づき、特定個人情報の取扱い状況について検査を行い、必要に応じて改善の指示を行う。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者は、定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	
2. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行ってい 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<和歌山県における措置> 対策基準第22条の規定に基づき、同基準第5条に規定する情報セキュリティ管理者が、職員及び委託先に対して教育及び研修を実施している。 また、研修の中で、情報の不正利用等の違反を行った者に対する措置として、番号法又は地方税法その他の地方税に関する法律等における罰則規定について啓発を行っている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。	
3. その他のリスク対策		
<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。		

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	和歌山県総務部総務管理局総務課情報公開班(和歌山県情報公開コーナー) 〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地 電話 073-441-2392
②請求方法	必要事項を記載した所定の様式を窓口へ提出して行う。なお、窓口において本人確認に必要な書類の提示又は提出が必要。
特記事項	—
③手数料等	[有料] ＜選択肢＞ 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方 手数料は無料。開示請求の場合、写しの交付のみ実費(白黒A3) 法: 版までの場合1枚につき10円等)を窓口等で前納。
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] ＜選択肢＞ 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	県税トータルシステム関連ファイル
公表場所	〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県情報公開コーナー
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県総務部総務管理局税務課 電話 073-441-2186
②対応方法	問合せの内容について記録を残し、関係法令等に照らし、適切に回答する。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和7年10月16日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	和歌山県県民意見募集(パブリックコメント)手続実施要綱に基づき実施する。
②実施日・期間	令和7年8月1日から令和7年9月1日まで
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	・基本情報シートのシステム4の住民基本台帳ネットワークシステム ③その他システムとの接続に何も〇が無いが、全く繋がっていないという認識で良いか。 ・”電子記録媒体の使用制限を行なっている”とあるが、使用制限だと悪意を持った者が電子媒体を使用することが可能である。 ・そもそも電子媒体を使用できないようにした方が良いのではないか。 ・評価実施機関とはどこか。 ・きちんと評価できる機関かどうか、判断する基準はあるのか。 ・システムの詳細について県職員で詳細まで把握し、委託先が規定されている業務を遂行できるか確認できているのか。 ・基本的に再委託はしないということになっているが、委託先では県の許可のもと再委託を行なっているとのこと。 ・委託先に、自社で全て業務を請け負えるように要請はしないのか。
⑤評価書への反映	なし
3. 第三者点検	
①実施日	令和7年9月19日
②方法	和歌山県情報公開・個人情報保護審議会
③結果	
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月29日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	和歌山県総務部総務管理局総務学事課情報公開班(和歌山県情報公開コーナー)	和歌山県総務部総務管理局総務課情報公開班(和歌山県情報公開コーナー)	事後	
平成29年9月25日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	和歌山県総務部総務管理局税務課長 藤田 勝次	和歌山県総務部総務管理局税務課長 平松 伸之	事後	
平成29年9月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 (別添2)特定個人情報ファイル記録項目	【県税統合宛名管理】記録項目195 〈宛名基本情報〉記録項目37	【県税統合宛名管理】記録項目164 〈宛名基本情報〉記録項目39 団体内統合宛名登録状況、法人番号公表同意撤回フラグ * 上記2項目の追加	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年9月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（別添2）特定個人情報ファイル記録項目	〈情報提供照会結果情報〉記録項目70 、身体障害者_手帳情報、身体障害者_手帳の有無、身体障害者_再認定年月日、身体障害者_手帳番号、精神障害者_手帳の有無、精神障害者_有効開始年月日、精神障害者_手帳番号、精神障害者_更新履歴、療育手帳_手帳の有無、療育手帳_交付年月日、療育手帳_返還年月日、療育手帳_再交付年月日、療育手帳_判定年月日、療育手帳_障害程度、療育手帳_手帳番号、療育手帳_判定機関、軽自動車税減免有無、自動車税減免有無、生活保護支給の有無、生活保護_支給月額合計、個人住民税_合計所得金額、個人住民税_給与所得額、個人住民税_営業所得額、個人住民税_農業所得額、個人住民税_特例肉用牛所得額、個人住民税_配偶者控除等、個人住民税_一般_扶養控除人数、個人住民税_特定_扶養控除人数、個人住民税_老人_扶養控除人数、個人住民税_同老_扶養控除人数、個人住民税_本人配偶者対象区分、個人住民税_本人扶養控除対象区分、個人住民税_課税標準額、県民税所得割額、県民税均等割額、所得税確定申告書の提出の有無、住民税申告書の提出の有無 * 上記37項目の削除	〈情報提供照会結果情報〉記録項目37 支給対象年月、控除対象配偶者、扶養控除対象、都道府県民税所得割額 * 上記4項目の追加	事後	
平成29年9月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（別添2）特定個人情報ファイル記録項目	【滞納管理】記録項目525 〈個別管理〉記録項目109	【滞納管理】記録項目526 〈個別管理〉記録項目110 戸籍筆頭者氏名 ※上記1項目の追加	事後	
平成30年9月14日	Ⅰ 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 国税連携システム ②システムの機能	・国税連携システムには、 1. 国税庁から、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、所得税申告書等データを受領する。 2. 他の都道府県に対して、所得税申告書等データを送付する。 等の機能がある。	・国税連携システムには、 1. 国税庁から、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、所得税申告書等データを受領する。 2. 他の都道府県に対して、所得税申告書等データを送付する。 3. 地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、寄附金税額控除に係る申告特例通知データを他自治体に送付する。 等の機能がある。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年9月14日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ② 所属長の役職名	和歌山県総務部総務管理局税務課長 平松 伸之	和歌山県総務部総務管理局税務課長	事後	
平成30年9月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑤保有開始日	平成28年1月予定	平成28年1月	事後	
平成30年9月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令(平成26年政令第155号)(以下「番号法施行令」という。)第22条及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則(平成26年内閣府・総務省令第3号)(以下「番号法施行規則」という。)第19条	番号法第19条第9号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令(平成26年政令第155号)(以下「番号法施行令」という。)第22条及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則(平成26年内閣府・総務省令第3号)(以下「番号法施行規則」という。)第19条	事後	
平成30年9月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ③提供する情報	番号法第19条第8号、番号法施行令第22条及び番号法施行規則第19条に規定された地方税法又は国税に関する法律の規定に基づく県税の納税者等情報	番号法第19条第9号、番号法施行令第22条及び番号法施行規則第19条に規定された地方税法又は国税に関する法律の規定に基づく県税の納税者等情報	事後	
平成30年9月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 提供先2	(記載無し)	市区町村	事前	
平成30年9月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 提供先2 ①法令上の根拠	(記載無し)	地方税法附則第7条第5項及び第12項	事前	
平成30年9月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 提供先2 ②提供先における用途	(記載無し)	個人住民税の賦課決定に利用するため	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年9月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 提供先2 ③提供 する情報	(記載無し)	寄附金税額控除に係る申告特例通知書に記載された寄附金額及び住所、氏名等	事前	
平成30年9月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 提供先2 ④提供 する情報の対象となる本人 の数	(記載無し)	1万人未満	事前	
平成30年9月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 提供先2 ⑤提供 する情報の対象となる本人 の範囲	(記載無し)	寄附金税額控除に係る申告の特例の対象 となる寄附をした者	事前	
平成30年9月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 提供先2 ⑥提供 方法	(記載無し)	その他(LGWAN)	事前	
平成30年9月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 提供先2 ⑦時期・ 頻度	(記載無し)	毎年1月・年1回	事前	
平成30年9月14日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおける リスク対策 2. 特定個人情報 の入手(情報提供ネット ワークシステムを通じた入 手を除く。) リスク4 入手 の際に特定個人情報が漏 えい・紛失するリスク リス クに対する措置の内容	番号法第19条第8号、番号法施行令第23 条及び番号法施行規則第20条の規定に基 づき、特定個人情報の入手の日時及び特 定個人情報の項目等を記録し7年間保存す るなど、安全を確保するために必要な措置 を講じる。	番号法第19条第9号、番号法施行令第23 条及び番号法施行規則第20条の規定に基 づき、特定個人情報の入手の日時及び特 定個人情報の項目等を記録し7年間保存す るなど、安全を確保するために必要な措置 を講じる。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年9月14日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク1 不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転に関するルール	番号法第19条第8号、番号法施行令第22条及び番号法施行規則第19条に規定された地方税法又は国税に関する法律の規定に基づく提供先によりのみ特定個人情報を提供する。	番号法第19条第9号、番号法施行令第22条及び番号法施行規則第19条に規定された地方税法又は国税に関する法律の規定に基づく提供先によりのみ特定個人情報を提供する。	事後	
平成30年9月14日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク2 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク リスクに対する措置の内容	提供内容、提供先及び提供先における提供する情報の使途等について複数の職員による点検を実施のうえ所属長の決裁を得ることにより、番号法第19条第8号、番号法施行令第22条及び番号法施行規則第19条の規定に基づく提供であることを確認のうえ処理を行う。	提供内容、提供先及び提供先における提供する情報の使途等について複数の職員による点検を実施のうえ所属長の決裁を得ることにより、番号法第19条第9号、番号法施行令第22条及び番号法施行規則第19条の規定に基づく提供であることを確認のうえ処理を行う。	事後	
平成30年9月14日	Ⅴ 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ④個人情報ファイル簿の公表(個人情報ファイル名)	【個人情報取扱事務登録簿】 県税の滞納整理事務、個人事業税の賦課及び徴収、不動産取得税の賦課及び徴収、鉱区税の賦課及び徴収、狩猟税の賦課及び徴収、軽油引取税の賦課及び徴収、自動車税の賦課及び徴収、自動車取得税の賦課及び徴収、収納管理事務、納税証明事務、口座振替収納事務	県税トータルシステム関連ファイル	事後	
令和1年9月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別添2)特定個人情報ファイル記録項目	〈情報提供照会結果情報〉記録項目37 控除対象配偶者、扶養控除対象、都道府県民税所得割額 * 上記3項目の削除	〈情報提供照会結果情報〉記録項目42 個人住民税 合計所得金額、個人住民税 配偶者控除等、個人住民税 同一生計配偶者、個人住民税 扶養控除対象、個人住民税 都道府県民税所得割額、個人住民税 都道府県民税均等割額、個人住民税 住民登録外課税の有無、個人住民税 住民登録外課税者の課税地市区町村コード * 上記8項目の追加	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年9月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（別添2）特定個人情報ファイル記録項目	【自動車税】記録項目842 〈自動車情報〉記録項目213	【自動車税】記録項目864 〈自動車情報〉記録項目219 車線逸脱警報装置区分、WLTCモード燃費基準達成車情報、WLTCモード燃費値、OSS申請表示、重課率最終変更年度、重課開始時税率 * 上記6項目の追加	事後	
令和1年9月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（別添2）特定個人情報ファイル記録項目	〈分配情報〉記録項目128	〈分配情報〉記録項目132 車線逸脱警報装置区分、WLTCモード燃費基準達成車情報、WLTCモード燃費値、原動機型式(2) * 上記4項目の追加	事後	
令和1年9月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（別添2）特定個人情報ファイル記録項目	〈異動データ〉記録項目173 マイナンバー、性別 * 上記2項目の削除	〈異動データ〉記録項目185 車両安定性制御装置搭載車区分、原動機型式(2)、WLTCモード燃費基準達成車情報、WLTCモード燃費値、OSS受付番号、自動車税納付日、自動車税収入日、自動車税収入日枝番、自動車税確認番号、取得税納付日、取得税収入日、取得税収入日枝番、取得税確認番号、車線逸脱警報装置区分 * 上記14項目の追加	事後	
令和2年9月17日	Ⅰ 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	④自動車税の課税事務のため、地方公共団体情報システム機構から自動車登録情報(分配データ)を入手する。	④自動車税(種別割)の課税事務のため、地方公共団体情報システム機構から自動車登録情報(分配データ)、地方税共同機構からOSS(自動車保有関係手続のワンストップサービス)における申請データを入手する。	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたるため。
令和2年9月17日	Ⅰ 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	⑨金融機関等	⑨金融機関等(共通納税システム、OSS含む)	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたるため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年9月17日	I 基本情報 5. 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一の16の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条	番号法第9条第1項 別表第一の16及び99の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条及び第72条	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
令和2年9月17日	I 基本情報(別添1)事務の内容	④自動車税の課税事務のため、地方公共団体情報システム機構から自動車登録情報(分配データ)を入手する。	④自動車税(種別割)の課税事務のため、地方公共団体情報システム機構から自動車登録情報(分配データ)、地方税共同機構からOSS(自動車保有関係手続のワンストップサービス)における申請データを入手する。	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
令和2年9月17日	I 基本情報(別添1)事務の内容	⑨金融機関等	⑨金融機関等(共通納税システム、OSS含む)	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
令和2年9月17日	II ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託	⑦再委託しない ⑧(記載無し) ⑨(記載無し)	⑦再委託する ⑧原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合は、委託先より事前に書面による申請を受け、委託元自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられていること等を確認し、内部における決裁を経た後に承認することとする。 ⑨本委託業務の一部	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
令和2年9月17日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1 ①法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令(平成26年政令第155号)(以下「番号法施行令」という。)第22条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令(平成26年政令第155号)(以下「番号法施行令」という。)第21条	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年9月17日	Ⅱ ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先1 ③提供する情報	番号法施行令第22条	番号法施行令第21条	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
令和2年9月17日	Ⅱ ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	県税運営システム情報資産等の消去等に関する手順書の規定に基づき以下のとおり処理している。 1. 保管期間を経過した情報（中略） 2. 情報機器（中略）情報が判読（中略） また、申告書等の紙媒体は、焼却処理等を行う。	データ消去については以下のとおり処理している。 1. 保管期間を経過した特定個人情報（中略） 2. 特定個人情報を保存した機器（中略）特定個人情報が判読（中略） なお、上記処理には原則として県職員が立ち会い、県組織の敷地内若しくはシステムの設置場所にて実施することとする。 また、申告書等の紙媒体は、焼却処理等を行う。	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
令和2年9月17日	Ⅱ ファイルの概要（別添2）特定個人情報ファイル記録項目	【個人事業税】記録項目379 〈宛名情報〉記録項目35 メモ * 上記1項目の削除	【個人事業税】記録項目334 〈宛名情報〉記録項目34	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
令和2年9月17日	Ⅱ ファイルの概要（別添2）特定個人情報ファイル記録項目	〈医業情報〉記録項目29	〈医業情報〉記録項目31 繰戻額、更新日時 * 上記2項目の追加	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
令和2年9月17日	Ⅱ ファイルの概要（別添2）特定個人情報ファイル記録項目	〈繰越損失情報〉記録項目12	〈繰越損失情報〉記録項目12 更新日時 * 上記1項目の追加	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
令和2年9月17日	Ⅱ ファイルの概要（別添2）特定個人情報ファイル記録項目	〈国税連携情報〉記録項目69 性別、マイナンバー、送信先地方自治体コード、送信先判別コード、国税部内使用コード、1月1日（賦課期日）地方自治体コード、確定申告書区分、課税異動事由、取込区分、局所番号、整理番号、バッチ番号、受付番号、連絡データ作成年月日、団体確認用コード、台帳番号 * 上記16項目の削除	〈国税連携情報〉記録項目54 漢字氏名 * 上記1項目の追加	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年9月17日	Ⅱ ファイルの概要(別添2)特定個人情報ファイル記録項目	〈申告書情報〉記録項目93 税務署コード、国税番号、性別、マイナンバー、業種コード(代表)、兼業サイン、青白色区分、失格区分、事業月数、分割サイン、分割数、総従業員数、本県従業員数、所得金額、青色申告控除、加減コード1、加減金額1、加減コード2、加減金額2、所得金額(5%)、所得金額(4%)、所得金額(3%)、所得税の事業専従者 人員、所得税の事業専従者 控除額、事業税の専業専従者 人員、事業税の専業専従者 控除額、事業税の非課税所得 コード、事業税の非課税所得 金額、損失の繰越控除、被災資産の繰越控除、譲渡損失の控除、譲渡損失の繰越控除、旧非課税控除 コード、旧非課税控除 金額、事業主控除 * 上記35項目の削除	〈申告書情報〉記録項目61 氏名、収入金額_事業_不動産、個人番号 * 上記3項目の追加	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
令和2年9月17日	Ⅱ ファイルの概要(別添2)特定個人情報ファイル記録項目	【自動車税】記録項目864 〈自動車情報〉記録項目219 取得税特例区分 * 上記1項目の修正	【自動車税(種別割)】記録項目869 〈自動車情報〉記録項目221 環境性能割特例区分 旧法フラグ、更正額(うち旧法) * 上記1項目の修正及び2項目の追加	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
令和2年9月17日	Ⅱ ファイルの概要(別添2)特定個人情報ファイル記録項目	〈申告書情報〉記録項目25 取得税課税標準額、取得税課税区分、自動車税課税区分 * 上記3項目の修正	〈申告書情報〉記録項目28 環境性能割課税標準額、環境性能割課税区分、自動車税(種別割)課税区分 OSS受付番号、税率区分、バリアフリー・ASV区分 * 上記3項目の修正及び3項目の追加	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年9月17日	Ⅱ ファイルの概要(別添2)特定個人情報ファイル記録項目	〈異動データ〉 取得税事由コード、取得税課税区分、取得税課税標準額、取得税率、取得税額、自動車税収入日、自動車税収入日枝番、自動車税確認番号、取得税納付日、取得税収入日、取得税収入日枝番、取得税確認番号 * 上記12項目の修正	〈異動データ〉 環境性能割事由コード、環境性能割課税区分、環境性能割課税標準額、環境性能割税率、環境性能割税額、自動車税(種別割)収入日、自動車税(種別割)収入日枝番、自動車税(種別割)確認番号、環境性能割納付日、環境性能割収入日、環境性能割収入日枝番、環境性能割確認番号 * 上記12項目の修正	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
令和2年9月17日	Ⅱ ファイルの概要(別添2)特定個人情報ファイル記録項目	〈減免管理〉 取得税減免の有無 * 上記1項目の修正	〈減免管理〉 環境性能割減免の有無 * 上記1項目の修正	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
令和2年9月17日	Ⅱ ファイルの概要(別添2)特定個人情報ファイル記録項目	【不動産取得税】記録項目1,030 〈宛名情報〉記録項目36	【不動産取得税】記録項目1,035 〈宛名情報〉記録項目37 マルペフラグ * 上記1項目の追加	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
令和2年9月17日	Ⅱ ファイルの概要(別添2)特定個人情報ファイル記録項目	〈パンチデータファイル〉記録項目45	〈パンチデータファイル〉記録項目46 性別 * 上記1項目の追加	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
令和2年9月17日	Ⅱ ファイルの概要(別添2)特定個人情報ファイル記録項目	〈承継データ台帳課税ファイル〉記録項目109	〈承継データ台帳課税ファイル〉記録項目110 性別 * 上記1項目の追加	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
令和2年9月17日	Ⅱ ファイルの概要(別添2)特定個人情報ファイル記録項目	〈原始データ台帳課税ファイル〉記録項目107	〈原始データ台帳課税ファイル〉記録項目108 性別 * 上記1項目の追加	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
令和2年9月17日	Ⅱ ファイルの概要(別添2)特定個人情報ファイル記録項目	〈評点数〉記録項目85	〈評点数〉記録項目86 性別 * 上記1項目の追加	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年9月17日	Ⅱ ファイルの概要(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目	【収納管理】記録項目459 〈収納〉 法人特別税・調定額 * 上記1項目の修正	【収納管理】記録項目462 〈収納〉 特別法人事業税・調定額 * 上記1項目の修正	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
令和2年9月17日	Ⅱ ファイルの概要(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目	〈消込データ[主にパンチ分]〉 地方法人特別税 * 上記1項目の修正	〈消込データ[主にパンチ分]〉 特別法人事業税 * 上記1項目の修正	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
令和2年9月17日	Ⅱ ファイルの概要(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目	〈過誤納情報〉記録項目77 法人特別税_過誤納額(本税)、法人特別税_過誤納額(延滞金)、法人特別税_過誤納額(過少申告加算金)、法人特別税_過誤納額(不申告加算金)、法人特別税_過誤納額(重加算金)、法人特別税_過誤納額(還付加算金) * 上記6項目の修正	〈過誤納情報〉記録項目80 特別法人事業税_過誤納額(本税)、特別法人事業税_過誤納額(延滞金)、特別法人事業税_過誤納額(過少申告加算金)、特別法人事業税_過誤納額(不申告加算金)、特別法人事業税_過誤納額(重加算金)、特別法人事業税_過誤納額(還付加算金) 更正決定フラグ、充当理由コード、旧法フラグ * 上記6項目の修正及び3項目の追加	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
令和2年9月17日	Ⅱ ファイルの概要(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目	〈自動車税・還付金譲渡情報〉 自動車取得税更新サイン、自動車取得税過誤納データ発生日 * 上記2項目の修正	〈自動車税・還付金譲渡情報〉 環境性能割更新サイン、環境性能割過誤納データ発生日 * 上記2項目の修正	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
令和2年9月17日	Ⅱ ファイルの概要(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目	【滞納管理】記録項目526 〈財産照会情報〉記録項目29	【滞納管理】記録項目534 〈財産照会情報〉記録項目33 カナ照会先名(略称)、圧縮_カナ照会先名(略称)、通知年度(降順)、通知番号(降順) * 上記4項目の追加	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年9月17日	Ⅱ ファイルの概要(別添2)特定個人情報ファイル記録項目	〈未納情報〉記録項目86	〈未納情報〉記録項目90 住所履歴_郵便番号1～6、住所履歴_住所1～6、氏名履歴_カナ氏名1～3、氏名履歴_漢字氏名1～3 * 上記4項目の追加	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
令和2年9月17日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	番号法施行令第23条	番号法施行令第22条	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
令和2年9月17日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク3: 従業員が事務外で使用するリスク リスクに対する措置の内容	また、派遣職員については、対策基準におけるセキュリティに関する各規定の適用を受けるとともに、契約書において、税務情報等業務遂行上知り得た秘密の漏えいの禁止及び個人情報保護に関する規定を設け、当該規定を遵守する旨の誓約書を提出させている。	また、会計年度任用職員については、対策基準におけるセキュリティに関する各規定の適用を受けるとともに、地方公務員法の規定に基づく守秘義務が課せられており、職員のサービスの宣誓に関する条例(昭和26年条例第19号)の規定に基づく宣誓書を提出させている。	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
令和2年9月17日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報フェアウの取扱いの委託 特定個人情報の消去ルール ルール内容及びルール遵守の確認方法	・県税運営システム情報資産等の消去等に関する手順書において、以下のとおり規定している。 1. 保管期間を経過した情報(中略) 2. 情報機器(中略)情報が判読	・特定個人情報の消去については、以下のとおり取り扱っている。 1. 保管期間を経過した特定個人情報(中略) 2. 特定個人情報を保存した機器(中略)特定個人情報が判読	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年9月17日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転の記録 具体的な方法	番号法施行令第23条	番号法施行令第22条	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
令和2年9月17日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転に関するルール ルール内容及びルール遵守の確認方法	番号法施行令第22条	番号法施行令第21条	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
令和2年9月17日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク リスクに対する措置の内容	番号法施行令第22条	番号法施行令第21条	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
令和2年9月17日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の保管・消去 ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	電子記録媒体の使用制限が行われている。	電子記録媒体等の機器の持込み及び使用が制限されている。	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年9月17日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 消去手順 手順の内容	県税運営システム情報資産等の消去等に関する手順書の規定に基づき、保管期間を経過した情報であるかどうかを区別し、以下のとおり処理している。 1. 保管期間を経過した情報 (中略) 2. 情報機器 (中略) 情報が判読 (中略) また、申告書等の紙媒体は、焼却処理等を行う。	保管期間を経過した情報であるかどうかを区別し、以下のとおり処理している。 (中略) 1. 保管期間を経過した特定個人情報 (中略) 2. 特定個人情報を保存した機器 (中略) 特定個人情報が判読 (中略) なお、上記処理には原則として県職員が立ち会い、県組織の敷地内若しくはシステムの設置場所にて実施することとする。 また、申告書等の紙媒体は、焼却処理等を行う。	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当たらないため。
令和3年9月17日	Ⅰ 基本情報 6. 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携※ ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当たらないため。
令和3年9月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第9号	番号法第19条第10号	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当たらないため。
令和3年9月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ③提供する情報	番号法第19条第9号	番号法第19条第10号	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当たらないため。
令和3年9月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	データ消去については以下のとおり処理している。 1. 保管期間を経過した特定個人情報 (中略) 2. 特定個人情報を保存した機器 (中略) 特定個人情報が判読 (中略) なお、上記処理には原則として県職員が立ち会い、県組織の敷地内若しくはシステムの設置場所にて実施することとする。 また、申告書等の紙媒体は、焼却処理を行う。	データ消去については以下のとおり処理している。 1. 保管期間を経過した特定個人情報 (中略) 2. 特定個人情報を保存した機器 (中略) 特定個人情報が判読 (中略) なお、上記処理には原則として県職員が立ち会い、県組織の敷地内若しくは所属長が指定する場所又はシステムの設置場所にて実施することとする。 また、申告書等の紙媒体は、焼却処理等を行う。	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当たらないため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（別添2）特定個人情報ファイル記録項目	【個人事業税】記録項目334 〈医業情報〉記録項目31	【個人事業税】記録項目335 〈医業情報〉記録項目32 総収入に含めない額 * 上記1項目の追加	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
令和3年9月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（別添2）特定個人情報ファイル記録項目	【自動車税（種別割）】記録項目869 〈自動車情報〉記録項目221	【自動車税（種別割）】記録項目889 〈自動車情報〉記録項目225 排出ガス規制年、R12年度燃費基準達成車情報、軽課フラグ、状態ビットPHV車 * 上記4項目の追加	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
令和3年9月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（別添2）特定個人情報ファイル記録項目	〈分配情報〉記録項目132	〈分配情報〉記録項目139 登録状況識別区分、排出ガス規制年、用途IDコード、R12年度燃費基準達成車情報、その他検査事項等コード1～5、騒音規制区分、側方衝突警報装置搭載車区分 * 上記7項目の追加	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
令和3年9月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（別添2）特定個人情報ファイル記録項目	〈異動データ〉記録項目185	〈異動データ〉記録項目192 排出ガス規制年、用途IDコード、R12年度燃費基準達成車情報、その他検査事項等コード1～5、騒音規制区分、側方衝突警報装置搭載車区分、軽課フラグ * 上記7項目の追加	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
令和3年9月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（別添2）特定個人情報ファイル記録項目	〈国税局ファイル〉記録項目54	〈国税局ファイル〉記録項目56 車両重量、塗色コード * 上記2項目の追加	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
令和3年9月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（別添2）特定個人情報ファイル記録項目	【不動産取得税】記録項目1,035	【不動産取得税】記録項目1,069	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（別添2）特定個人情報ファイル記録項目	〈承継データ台帳課税ファイル〉記録項目110	〈承継データ台帳課税ファイル〉記録項目144 モバイル更新日、モバイル更新時刻、課税フラグ、複写合算フラグ、他1A用途小、他2A用途小、他3A用途小、他4A用途小、他5A用途小、用途トカ11、用途トカ21、用途トカ31、用途トカ41、用途トカ51、地積トカ11、地積トカ21、地積トカ31、地積トカ41、地積トカ51、他11面積、他21面積、他31面積、他41面積、他51面積、他11固定資産税登録価額、他21固定資産税登録価額、他31固定資産税登録価額、他41固定資産税登録価額、他51固定資産税登録価額、チェック1、チェック2、チェック3、チェック4、チェック5 ＊上記34項目の追加	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
令和3年9月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（別添2）特定個人情報ファイル記録項目	【滞納管理】記録項目534	【滞納管理】記録項目539	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
令和3年9月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（別添2）特定個人情報ファイル記録項目	〈未納情報〉記録項目90	〈未納情報〉記録項目92 車台番号、猶予コード ＊上記2項目の追加	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
令和3年9月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（別添2）特定個人情報ファイル記録項目	〈法第48条移管情報〉記録項目38	〈法第48条移管情報〉記録項目39 住所漢字 ＊上記1項目の追加	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
令和3年9月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（別添2）特定個人情報ファイル記録項目	〈法第48条消込データ〉記録項目14	〈法第48条消込データ〉記録項目15 収入日枝番 ＊上記1項目の追加	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
令和3年9月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（別添2）特定個人情報ファイル記録項目	〈法第48条その他情報〉記録項目24	〈法第48条その他情報〉記録項目25 返還時、返還件数 ＊上記1項目の追加	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月17日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク4: 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク	番号法第19条第9号	番号法第19条第10号	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
令和3年9月17日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転に関するルール ルールの内容及びルール順守の確認方法	番号法第19条第9号	番号法第19条第10号	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
令和3年9月17日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク リスクに対する措置の内容	番号法第19条第9号	番号法第19条第10号	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
令和3年9月17日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報ネットワークシステムとの接続 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	番号法別表第二及び第19条第14号	番号法別表第二及び第19条第17号	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月17日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報ネットワークシステムとの接続 リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステム	内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステム	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
令和3年9月17日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報ネットワークシステムとの接続 リスク3: 入手した特定個人情報が入力されたリスク リスクに対する措置の内容	総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステム	内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステム	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
令和3年9月17日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 消去手順 手順の内容	保管期間を経過した情報であるかどうかを区別し、以下のとおり処理している。 (中略) 1. 保管期間を経過した特定個人情報 (中略) 2. 特定個人情報を保存した機器(中略)特定個人情報が判読(中略) なお、上記処理には原則として県職員が立ち会い、県組織の敷地内若しくはシステムの設置場所にて実施することとする。 また、申告書等の紙媒体は、焼却処理等を行っている。	保管期間を経過した情報であるかどうかを区別し、以下のとおり処理している。 (中略) 1. 保管期間を経過した特定個人情報 (中略) 2. 特定個人情報を保存した機器(中略)特定個人情報が判読(中略) なお、上記処理には原則として県職員が立ち会い、県組織の敷地内若しくは所属長の指定する場所又はシステムの設置場所にて実施することとする。 また、申告書等の紙媒体は、焼却処理等を行う。	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
令和4年9月20日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目	【県税統合宛名管理】記録項目168 〈マイナンバー履歴情報〉記録項目9	【県税統合宛名管理】記録項目169 〈マイナンバー履歴情報〉記録項目10 団体内統合宛名更新サイン 上記1項目の追加	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
令和4年9月20日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目	【個人事業税】記録項目335 〈申告書情報〉記録項目61	【個人事業税】記録項目337 〈申告書情報〉記録項目63 住所、事業所所在地 上記2項目の追加	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年9月20日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（別添2）特定個人情報ファイル記録項目	【滞納管理】記録項目558 〈未納情報〉記録項目92	【滞納管理】記録項目561 〈未納情報〉記録項目95 法人・個人区分、カナ氏名（略称付）、漢字屋号 上記3項目の追加	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
令和5年9月20日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（別添2）特定個人情報ファイル記録項目	【自動車税（種別割）】記録項目890 〈納税通知書ファイル〉記録項目58 原符_コンビニ取扱期限 〈督促・差押予告ファイル〉記録項目60 原符_コンビニ取扱期限 上記2項目の削除	【自動車税（種別割）】記録項目898 〈納税通知書ファイル〉記録項目60 原符_eL番号、領収証_eL番号、領収済通知_QRコード 〈督促・差押予告ファイル〉記録項目66 原符_eL番号、領収証_eL番号、領収済通知_EANコード、領収済通知_EANチェックデジット、領収済通知_EANバーコード情報、領収済通知_事務所コード、領収済通知_QRコード 上記10項目の追加	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
令和6年9月30日	I 基本情報 2. 特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステム	・国税連携システムには、 1. 国税庁から、地方税ポータルセンタ（eLTAX）を通じて、所得税申告書等データを受領する。 2. 他の都道府県に対して、所得税申告書等データを送付する。 3. 地方税ポータルセンタ（eLTAX）を通じて、寄附金税額控除に係る申告特例通知データを他自治体に送付する。 等の機能がある。	・国税連携システムには、 1. 国税庁から、地方税ポータルセンタ（eLTAX）を通じて、所得税申告書等データを受領する。 2. 他の都道府県に対して、所得税申告書等データを送付する。 等の機能がある。	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
令和6年9月30日	I 基本情報 5. 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一の16及び99の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第16条及び第72条	番号法第9条第1項 別表の24及び133の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第16条及び第72条	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月30日	I 基本情報 6. 情報連携ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第8号 別表第二の28の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の 主務省令で定める事務及び情報を定める 命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第21条	番号法第9条第1項 別表の8、20及び22の 項 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表の主 務省令で定める事務を定める命令(平成26 年内閣府・総務省令第5号)第11条及び第 14条	事後	特定個人情報保護評価指 針に定める重要な変更にと ならないため。
令和6年9月30日	II 特定個人情報ファイル の概要 3. 特定個人情報の入手・ 使用	・番号法第9条及び別表第一の16及び99の 項並びに第20条の規定において、県税の賦 課徴収等に関する事務において特定個人 情報を入手し使用できることが明示されて いる。	・番号法第9条及び別表の24及び133の項 並びに第20条の規定において、県税の賦課 徴収等に関する事務において特定個人情 報を入手し使用できることが明示されてい る。	事後	特定個人情報保護評価指 針に定める重要な変更にと ならないため。
令和6年9月30日	II 特定個人情報ファイル の概要 5 特定個人情報の提供・ 移転(委託に伴うものを除 く)	番号法第19条第10号、行政手続における特 定の個人を識別するための番号の利用等 に関する法律施行令(平成26年政令第155 号)(以下「番号法施行令」という。)第22条 及び行政手続における特定の個人を識別 するための番号の利用等に関する法律施 行規則(平成26年内閣府・総務省令第3号) (以下「番号法施行規則」という。)第19条	番号法第19条第10号、行政手続における特 定の個人を識別するための番号の利用等 に関する法律施行令(平成26年政令第155 号)(以下「番号法施行令」という。)第21条 及び行政手続における特定の個人を識別 するための番号の利用等に関する法律施 行規則(平成26年内閣府・総務省令第3号) (以下「番号法施行規則」という。)第19条	事後	特定個人情報保護評価指 針に定める重要な変更にと ならないため。
令和6年9月30日	II 特定個人情報ファイル の概要 5 特定個人情報の提供・ 移転(委託に伴うものを除 く)	番号法第19条第10号、番号法施行令第22 条及び番号法施行規則第19条に規定され た地方税法又は国税に関する法律の規定 に基づく県税の納税者等情報	番号法第19条第10号、番号法施行令第21 条及び番号法施行規則第19条に規定され た地方税法又は国税に関する法律の規定 に基づく県税の納税者等情報	事後	特定個人情報保護評価指 針に定める重要な変更にと ならないため。
令和6年9月30日	II 特定個人情報ファイル の概要 5 特定個人情報の提供・ 移転(委託に伴うものを除 く)	(提供先2に関する項目)	※削除	事後	特定個人情報保護評価指 針に定める重要な変更にと ならないため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを利用した入手を除く。）	＜他の都道府県、市町村、国税庁、他部署等からの入手＞ ・番号法第19条第10号、番号法施行令第23条及び番号法施行規則第22条の規定に基づき、特定個人情報の入手の日時及び特定個人情報の項目等を記録し7年間保存するなど、安全を確保するために必要な措置を講じる。	＜他の都道府県、市町村、国税庁、他部署等からの入手＞ ・番号法第19条第10号、番号法施行令第22条及び番号法施行規則第20条の規定に基づき、特定個人情報の入手の日時及び特定個人情報の項目等を記録し7年間保存するなど、安全を確保するために必要な措置を講じる。	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
令和6年9月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用ユーザ認証の管理	県税運営システム、団体内統合宛名管理システム又は国税連携システムの端末の起動には、対策基準第2条第13号に規定するシステム管理者が利用者ごとに配付しているICカード及びPINコード（本人確認のために使われる識別番号）の入力が必要である。	県税運営システム、団体内統合宛名管理システム又は国税連携システムの端末の起動には、対策基準第2条第13号に規定するシステム管理者が利用者として登録した職員の指紋・指静脈情報の認証及びパスワードの入力が必要である。	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
令和7年10月22日	I 基本情報 6. 情報連携ネットワークシステムによる情報連携	番号法第9条第1項 別表の20及び22の項行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第11条及び第14条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年デジタル庁・総務省令第9号）の表49の項	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
令和7年10月22日	I 基本情報（別添1）事務内容		（サーバの外部委託化に伴う図の変更）	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
令和7年10月22日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ③他のシステムとの接続	「○」その他（国税連携システム）	「○」その他（国税連携システム、県税運営クラウドサービス）	事前	重要な変更となるため事前に報告

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月22日	I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ③他のシステムとの接続	「○」その他(中間サーバー、庁内業務システム(番号制度関連))	[○]その他(中間サーバー、庁内業務システム(番号制度関連)、県税運営クラウドサービス)	事前	重要な変更となるため事前に報告
令和7年10月22日	I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ③他のシステムとの接続	「○」その他(地方税ポータルセンタ(eLTAX))	[○]その他(地方税ポータルセンタ(eLTAX)、県税運営クラウドサービス)	事前	重要な変更となるため事前に報告
令和7年10月22日	I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ①システムの名称	—	県税運営クラウドサービス	事前	重要な変更となるため事前に報告

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月22日	I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ②システムの機能	—	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税のうち県税の賦課徴収又は地方税のうち県税に関する調査(犯罪事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるものに関する電算処理 1 課税管理機能 課税、減免等の課税管理業務を行う。 2 収納管理機能 収納、還付、充当、納税証明書、督促状送付等の収納管理業務を行う。 3 滞納整理機能 催告書送付や納税者単位の滞納状況及び財産、折衝記録等の滞納管理業務を行う。 4 県統合宛名管理機能 納税者のあて名情報の管理業務を行う。	事前	重要な変更となるため事前に報告
令和7年10月22日	I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ③他のシステムとの接続	—	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [○] 税務システム [○] その他(国税連携システム)	事前	重要な変更となるため事前に報告
令和7年10月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 項目一式	—	追加	事前	重要な変更となるため事前に報告

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 項目一式 ①保管場所	＜県税運営システムにおける措置＞ ・入退室管理システムを行っているサーバー室で管理すると共に、監視カメラによる入退室者及びシステム操作者の監視を行う。 ・県庁の入退室管理(IDカード)が行われている部屋に設置したサーバー内に保管する。 ・サーバーの運用管理を行う外部委託業者には出勤簿記入を義務づけ、管理職など責任のある者による出勤簿確認を毎日実施している。また、サーバー管理に使用する端末は他の業務に使用せずセキュリティに気を付けている。なお、週1回外部委託業者から県税システムの稼働状況の報告を受けるとともに、月1回定例会議を開催しシステム稼働状況の情報共有を図っている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 ＜団体内統合宛名システムにおける措置＞ ・入退室管理システムを行っているサーバー室で管理すると共に、監視カメラによる入退室者及びシステム操作者の監視を行う。 ・特定個人情報は、サーバー室内に設置された団体内統合宛名システムのデータベース内に保存し、バックアップも同室内の機器に保存することとしている。 ＜国税連携システム(eLTAX)における措置＞ 国税連携システムの国税連携データ受信サーバーは、地方税共同機構が認定している事業者にて委託し、管理している。	以下追加 ＜県税運営クラウドサービスにおける措置＞ ①特定個人情報は、データセンター運営会社が管理するデータセンターに設置した仮想化基盤上に構築されている仮想サーバー内に保管されている。 データセンターへの入館には、入館許可登録のある運営会社正社員のIDカード及び生体認証で開錠することで入室可能なセキュリティを実施している。 ②データセンター内の仮想化基盤には、データセンター運営会社の許可された正社員のみがアクセス可能であり、仮想化基盤管理システムへのログインは、担当者のIDとパスワードによる認証が必要である。また、管理に使用する端末は、信頼性の高いウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルは常に最新の状態を維持して、セキュリティ対策を行っている。また、仮想化基盤管理システムはインターネットへの接続点を持たず、外部からの影響を排除する構成としている。 ③仮想化基盤上に構成された仮想サーバーには、県税運営システム運営会社からのみアクセス可能な構成としており、認証のためのID及びパスワードも県税運営システム運営会社のみが保持している。	事前	重要な変更となるため事前に報告
令和7年10月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 項目一式	—	追加	事前	重要な変更となるため事前に報告

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月22日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 項目一式 ① 保管場所	＜県税運営システムにおける措置＞ ・入退室管理システムを行っているサーバー室で管理すると共に、監視カメラによる入退室者及びシステム操作者の監視を行う。・県庁の入退室管理(IDカード)が行われている部屋に設置したサーバー内に保管する。 ・サーバーの運用管理を行う外部委託業者には出勤簿記入を義務づけ、管理職など責任のある者による出勤簿確認を毎日実施している。また、サーバー管理に使用する端末は他の業務に使用せずセキュリティに気を付けている。なお、週1回外部委託業者から県税運営システムの稼働状況の報告を受けるとともに、月1回定例会議を開催しシステム稼働状況の情報共有を図っている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 ＜団体内統合宛名システムにおける措置＞ ・入退室管理システムを行っているサーバー室で管理すると共に、監視カメラによる入退室者及びシステム操作者の監視を行う。 ・特定個人情報は、サーバー室内に設置された団体内統合宛名システムのデータベース内に保存し、バックアップも同室内の機器に保存することとしている。 ＜国税連携システム(eLTAX)における措置＞ 国税連携システムの国税連携データ受信サーバーは、地方税共同機構が認定している事業者へ委託し、管理している。	以下追加 ＜県税運営クラウドサービスにおける措置＞ ①特定個人情報は、データセンター運営会社が管理するデータセンターに設置した仮想化基盤上に構築されている仮想サーバー内に保管されている。 データセンターへの入館には、入館許可登録のある運営会社正社員のIDカード及び生体認証で開錠することで入室可能なセキュリティを実施している。 ②データセンター内の仮想化基盤には、データセンター運営会社の許可された正社員のみがアクセス可能であり、仮想化基盤管理システムへのログインは、担当者のIDとパスワードによる認証が必要である。また、管理に使用する端末は、信頼性の高いウィルス対策ソフトを導入し、パターンファイルは常に最新の状態を維持して、セキュリティ対策を行っている。また、基盤管理システムはインターネットへの接続点を持たず、外部からの影響を排除する構成とする。 ③仮想化基盤上に構成された仮想サーバーには、県税運営システム運営会社からのみアクセス可能な構成としており、認証のためのID及びパスワードも県税運営システム運営会社のみが保持している。	事前	重要な変更となるため事前に報告

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 項目一式 ①保管場所	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策クラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けている。 ・日本国内でデータ保管している。 特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
令和7年10月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 7.備考	特になし。	県税運営クラウドサービスはパッケージシステムであり、ローコード(EUC)開発やデータ移行準備は令和7年度より開始予定。令和9年1月に本番運用開始予定。	事前	重要な変更となるため事前に報告

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月22日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（別添2）特定個人情報ファイル記録項目	【自動車税（種別割）】記録項目898 〈自動車情報〉記録項目226 10・15モード燃費値、JC08モード燃費値、WLTCモード燃費値 〈分配情報〉記録項目139 〈異動データ〉記録項目192 10・15モード燃費値、JC08モード燃費値 〈国税局ファイル〉記録項目56 登録番号_区分	【自動車税（種別割）】記録項目910 〈自動車情報〉記録項目227 積載量（備考欄）、JC08モード燃費基準達成車情報（令和4年度）、WLTCモード燃費基準達成車情報（令和4年度）、JH25モード燃費基準達成車情報（令和7年度） 〈分配情報〉記録項目147 車両ID、電子車検証フラグ、積載量（備考欄）、衝突軽減ブレーキ（歩行者検知機能付）搭載車区分、JC08モード燃費基準達成車情報（令和4年度）、WLTCモード燃費基準達成車情報（令和4年度）、車いす固定装置付、JH25モード燃費基準達成車情報（令和7年度） 〈異動データ〉記録項目195 積載量（備考欄）、衝突軽減ブレーキ（歩行者検知機能付）搭載車区分、JC08モード燃費基準達成車情報（令和4年度）、WLTCモード燃費基準達成車情報（令和4年度）、JH25モード燃費基準達成車情報（令和7年度） 〈国税局ファイル〉記録項目56 標板文字	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月22日	II 特定個人情報ファイル の概要（別添2）特定個人 情報ファイ ル記録項目2 ■県税運営クラウドサービ ス データベース	-	■県税運営クラウドサービスデータベース 【マイナンバー（記録項目53項目）】 宛名番号、法人・個人区分、マイナンバー、 法人組織前後コード、法人組織前後名称、 法人組織コード、法人組織名称、カナ名称 又はカナ氏名、名称又は氏名、郵便番号、 市区町村全国地方公共団体コード、住所表 示用市区町村名、住所表示用市区町村名 フルネーム、町字ID、住所表示用町字名、 住所表示用町字名フルネーム、住所コード 名称、丁目・番地、方書、電話番号、生年月 日、性別コード、性別名称、異動年月日、異 動事由コード、異動事由名称、法人_他県本 店_郵便番号、法人_他県本店_市区町村全 国地方公共団体コード、法人_他県本店_住 所表示用市区町村名、法人_他県本店_住所 表示用市区町村名フルネーム、法人_他県 本店_町字ID、法人_他県本店_住所表示用 町字名、法人_他県本店_住所表示用町字名 フルネーム、法人_他県本店_住所コード名 称、法人_他県本店_丁目・番地、法人_他県 本店_方書、法人_他県本店_電話番号、清音 化_カナ名称又は氏名、清音化_名称又は氏 名、清音化_丁目・番地、団体内統合宛名・ 登録状況、住基異動年月日、住基異動事 由、異動事務所、異動税目、異動コメント、 作成日時、作成ユーザーID、作成アプリ ケーションID、更新日時、更新ユーザーID、 更新アプリケーションID、リビジョンNo	事前	重要な変更となるため事前に報告

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月22日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリ スク対策 2.特定個人情報の入手 リスク4:入手の際に特定個 人情報が漏洩・紛失するリ スク リスクに対する措置の内容	<省略>	<省略> <県税運営クラウドサービスにおける措置 > ・窓口で申告書等の提出を受ける際は、 職員が対面で収受するとともに、和歌山県 公文書管理規程(平成13年和歌山県訓令 第12号)に基づき、適切に保管する。 ・郵送による場合は、必ず郵便又は信書 便を利用し、記載事項又は添付書類に漏れ が無いよう、十分に確認の上、県税事務所 等に送付する旨をホームページ等で案内す る。 ・端末PCをユーザID、パスワードと指紋及 び静脈による認証を行い、利用者を限定す る。 ・端末PCのパスワードについては、8桁以 上、英字大文字、英字小文字、数字、記号 を最低1文字ずつ組み合わせたもので、堅 牢なパスワードとする。	事前	重要な変更となるため事前 に 報告

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月22日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリ スク対策 3.特定個人情報の使用 リスク1:目的を超えた紐付 け、事務に必要なない情報 との紐付けが行われるリス ク 事務で使用するその他のシ ステムにおける措置の内容	・県税運営システム及び国税連携システム は、県税の賦課徴収等に関する事務に係る 情報以外は有していないため、特定個人情 報と賦課徴収等に関する事務に必要なない 情報とが紐付くことはない。 ・住民基本台帳ネットワークシステムは、庁 内業務システムとの接続を行わないため、 事務に必要なない情報と紐付くことはない。	・県税運営システム及び国税連携システム は、県税の賦課徴収等に関する事務に係る 情報以外は有していないため、特定個人情 報と賦課徴収等に関する事務に必要なない 情報とが紐付くことはない。 ・住民基本台帳ネットワークシステムは、庁 内業務システムとの接続を行わないため、 事務に必要なない情報と紐付くことはない。 ・県税運営クラウドサービスには、税務に関 係のない情報を保有しない。 ・県税運営クラウドサービスは、庁内におい て、団体内統合宛名管理システムと接続す るが、特定個人情報の連携については、情 報提供ネットワークシステムへ関係情報を 照会する場合の処理に限られるよう制限す る。また、県税運営クラウドサービスから他 のシステムへの特定個人情報の連携は、情 報照会に必要なとなる情報（個人番号及び 宛名情報等）以外の情報連携は行わないよう 制限する。	事前	重要な変更となるため事前に報告
令和7年10月22日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリ スク対策 3.特定個人情報の使用 リスク1:目的を超えた紐付 け、事務に必要なない情報 との紐付けが行われるリス ク 事務で使用するその他のシ ステムにおける措置の内容	県税運営システム、団体内統合宛名管理 システム又は国税連携システムの端末の起 動には、対策基準第2条第13号に規定する システム管理者が利用者として登録した職 員の指紋・指静脈の認証及びパスワードの 入力が必要である。 端末起動後、県税運営システム、団体内統 合宛名管理システム又は国税連携システム にアクセスする際には、対策基準第2条第 13号に規定するシステム管理者が利用者ご とに付与した、対策基準第39条の規定に基 づくID及び同基準第40条の規定に基づくパ スワードによるログイン認証を行っている。	県税運営システム、団体内統合宛名管理 システム又は国税連携システムの端末の起 動には、対策基準第2条第16号に規定する システム管理者が利用者として登録した職 員の指紋・指静脈の認証及びパスワードの 入力が必要である。 端末起動後、県税運営システム、団体内統 合宛名管理システム又は国税連携システム にアクセスする際には、対策基準第2条第 16号に規定するシステム管理者が利用者ご とに付与した、対策基準第39条の規定に基 づくID及び同基準第40条の規定に基づくパ スワードによるログイン認証を行っている。	事後	特定個人情報保護評価指 針に定める重要な変更にあ たりないため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月22日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3.特定個人情報の使用 リスク1:目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	＜発行管理＞ 県税運営システム、団体内統合宛名管理システム又は国税連携システムの端末起動時の指紋・指静脈認証並びにシステム起動時の対策基準第39条及び第40条の規定に基づくID及びパスワードは、同基準第2条第13号に規定するシステム管理者が、各所属長及び委託先から職員ごとに発行申請を受け、当該所属及び委託先の事務分担表等に基づき事務上必要であることを審査した上で登録、発行している。	＜発行管理＞ 県税運営システム、団体内統合宛名管理システム又は国税連携システムの端末起動時の指紋・指静脈認証並びにシステム起動時の対策基準第39条及び第40条の規定に基づくID及びパスワードは、同基準第2条第16号に規定するシステム管理者が、各所属長及び委託先から職員ごとに発行申請を受け、当該所属及び委託先の事務分担表等に基づき事務上必要であることを審査した上で登録、発行している。	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
令和7年10月22日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3.特定個人情報の使用 リスク1:目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	県税運営システム、団体内統合宛名管理システム又は国税連携システムの端末起動時の指紋・指静脈認証並びにシステム起動時の対策基準第39条及び第40条の規定に基づくID及びパスワードは、対策基準第2条第13号に規定するシステム管理者が、当該所属及び委託先の事務分担表等に基づき事務上必要であることを審査した上で、利用する職員の指紋・指静脈情報を登録し、またID及びパスワードを発行し権限表を作成のうえ管理している。また、職員の異動及び事務分担の変更の都度、アクセス権限の適正性を確認のうえ権限表の見直し等の処理を行っている。	県税運営システム、団体内統合宛名管理システム又は国税連携システムの端末起動時の指紋・指静脈認証並びにシステム起動時の対策基準第39条及び第40条の規定に基づくID及びパスワードは、対策基準第2条第16号に規定するシステム管理者が、当該所属及び委託先の事務分担表等に基づき事務上必要であることを審査した上で、利用する職員の指紋・指静脈情報を登録し、またID及びパスワードを発行し権限表を作成のうえ管理している。また、職員の異動及び事務分担の変更の都度、アクセス権限の適正性を確認のうえ権限表の見直し等の処理を行っている。	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
令和7年10月22日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3.特定個人情報の使用 リスク2:権限のない者によって不正に使用されるリスク アクセス権限の管理 具体的な管理方法	＜省略＞	＜省略＞ ＜県税運営クラウドサービスにおける措置＞ ・システムパスワードは、ID発行時に付与する。 ・異動退職時に業務上アクセス不要となったIDやアクセス権を変更又は削除する。	事前	重要な変更となるため事前に報告

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月22日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリ スク対策 4.特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 特定個人情報ファイルの閲 覧者・更新者の制限 具体的な制限方法	対策基準第2条第13号に規定するシステ ム管理者が、委託先から対策基準第39条 及び第40条の規定に基づくID及びパスワ ードの発行申請を受け、従事者名簿及び業務 分担表等に基づき、業務上特定個人情報 へのアクセスが必要である者のみに対してI D及びパスワードを発行している。	対策基準第2条第16号に規定するシステ ム管理者が、委託先から対策基準第39条 及び第40条の規定に基づくID及びパスワ ードの発行申請を受け、従事者名簿及び業務 分担表等に基づき、業務上特定個人情報 へのアクセスが必要である者のみに対してI D及びパスワードを発行している。	事後	特定個人情報保護評価指 針に定める重要な変更にあ たらないため。
令和7年10月22日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリ スク対策 3.特定個人情報の使用 リスク4.特定個人情報ファ イルが不正に複製されるリ スク リスクに対する措置の内容	<省略>	<省略> <県税運営クラウドサービスにおける措置 > ・システムへのログイン記録、個人を特定し た 検索及び特定後の操作ログの記録を行う。 操 作者は個人まで特定でき、ログ記録は7年 間 保管する。 ・違反行為を行った場合は、法令の罰則規 定 により措置を講じる。	事前	重要な変更となるため事前 に報告
令和7年10月22日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリ スク対策 4.特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取 扱いの記録 具体的な方法	<省略>	<省略> <県税運営クラウドサービスにおける措置 > ・委託先における特定個人情報についての シ ステム利用履歴について、利用者ID、操作 日 時などデータベースへのアクセスログを7年 間 保管する。	事前	重要な変更となるため事前 に報告

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月22日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリ スク対策 6.情報提供ネットワークシ ステムとの接続 リスク3:入手した特定個人 情報が不正確であるリスク リスクに対する措置の内容	＜和歌山県(県税運営システム)における措 置＞ 県税運営システムは、障害者関係情報、 生活保護関係情報及び地方税関係情報に 基づく減免事務等、番号法上認められた事 務のみで情報連携を行うことができる仕様 とするともに、対策基準第2条第13号に規 定するシステム管理者が、当該事務を行う 担当者のみが情報提供ネットワークシステ ムを利用できるよう権限設定を行う。	＜和歌山県(県税運営システム)における措 置＞ 県税運営システムは、障害者関係情報、 生活保護関係情報及び地方税関係情報に 基づく減免事務等、番号法上認められた事 務のみで情報連携を行うことができる仕様 とするともに、対策基準第2条第16号に規 定するシステム管理者が、当該事務を行う 担当者のみが情報提供ネットワークシステ ムを利用できるよう権限設定を行う。	事後	特定個人情報保護評価指 針に定める重要な変更にと 当たらなため。
令和7年10月22日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリ スク対策 6.情報提供ネットワークシ ステムとの接続 リスク3:入手した特定個人 情報が不正確であるリスク リスクに対する措置の内容	＜省略＞	＜省略＞ ＜県税運営クラウドサービスにおける措置 ＞ ・入手した特定個人情報について、県税運 営クラウドサービス又は住民基本台帳ネッ トワークシステムで保有している情報と突合 を行い、真正性の確認を行う。	事前	重要な変更となるため事前 に報告
令和7年10月22日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリ スク対策 6.情報提供ネットワークシ ステムとの接続 リスク4:入手の際に特定個人 情報が漏えい・紛失する リスク	中間サーバー・プラットフォーム事業者の 業務は、中間サーバー・プラットフォームの 運用、監視・障害対応等であり、業務上、特 定個人情報へはアクセスすることはできな い。	中間サーバー・プラットフォーム事業者の業 務は、中間サーバー・プラットフォームの運 用、監視・障害対応等、クラウドサービス事 業者の業務は、クラウドサービスの提供で あり、業務上、特定個人情報へはアクセス することはできない。	事後	特定個人情報保護評価指 針に定める重要な変更にと 当たらなため。
令和7年10月22日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリ スク対策 6.情報提供ネットワークシ ステムとの接続 情報提供ネットワークシ ステムとの接続に伴うその 他のリスク及びそのリスクに 対する措置	特定個人情報の管理を地方公共団体の みが行うことで、中間サーバー・プラット フォームの保守・運用を行う事業者における 情報漏えい等のリスクを極小化する。	特定個人情報の管理を地方公共団体の みが行うことで、中間サーバー・プラット フォームの保守・運用を行う事業者及びクラ ウドサービス事業者における情報漏えい等 のリスクを極小化する。	事後	特定個人情報保護評価指 針に定める重要な変更にと 当たらなため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月22日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7.特定個人情報の保管・消去 リスク1:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月22日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリ スク対策 7.特定個人情報の保管・消 去 リスク1:特定個人情報の漏 えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	<省略>	<省略> <県税運営クラウドサービスにおける措置 > データセンターは、データセンター運営会社 の正社員のみが入館可能としており、部外 者(機器修理等)の入館時には、入館可能な 者が立ち会いを行う。 また、建物周辺には、空間センサーを整備 し、建物周辺・館内への許可の無い部外者 の入館時には、警備システムによる警報を 発報しつつ、警備会社に自動連絡し、警備 員を派遣する。 データセンター建物周辺・データセンター館 内には監視カメラを設置する。 入館には、データセンター運営会社の許可 された正社員による、IDカード及び生体認証 装置による認証による開錠を行う。 データセンターは、24時間365日の警備シス テムによるデータセンターへの接近者の監 視、不法侵入に対する監視を行う。 電源は、1週間以上稼働可能な自家発電設 備、設備全体を賄う無停電電源装置、N+1 構成の設備冷却用空調設備があり、自家発 電設備は、1週間に1回の試運転を実施す る。 データセンター内の物理設備は、サーバー ラック内に設置され、すべてのラックはラック ごとに異なるカギで施錠する。	事前	重要な変更となるため事前に報告

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月22日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7.特定個人情報の保管・消去 リスク1:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 中間サーバー・プラットフォームではUTM（コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置）等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 中間サーバー・プラットフォームではUTM（コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置）等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。 中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月22日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリ スク対策 7.特定個人情報の保管・消 去 リスク1:特定個人情報の漏 え い・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	<省略>	<省略> <県税運営クラウドサービスにおける措置 > ○不正プログラム対策 ・ウイルス対策ソフトを使用して、サーバで 定期的なウイルスチェックを実施する。 ・また、定期的に検証済みのパターンファ イルに更新する。 ・なお、サーバへのソフトウェア導入及び バージョン更新時は、情報セキュリティ管理 者の許可を得るとともに、システム的な検証 等を実施した上で、県税運営クラウドサービ スの保守運用委託先が実施することとして おり、不正なプログラムの導入を防止する。 ・また、サーバについては、オペレーティン グシステム、ミドルウェア及びドライバのセ キュリティ情報等を収集し、必要に応じて、 修正プログラムを導入する。 ○不正アクセス防止策 ・ユーザーID及びログインパスワードを設 定している。また、許可された外部入出力装 置以外への出力を無効化する。 ・ウイルス対策ソフトを使用して、サーバを 定期的にウイルスチェックをしている。また、 定期的に、検証済みのパターンファイルに 更新する。 ・外部からのアクセスに対しては、ネット ワークを分離することでアクセスそのものを 遮断する。 ・データベースへのアクセスに対しては、 ファイアウォールで不正アクセスを遮断する とともに、情報セキュリティ管理者から許可 を得た者以外は、データベースを参照・更 新・消去することができない仕組みとする。	事前	重要な変更となるため事前に報告

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月22日	IVその他のリスク対策 1. 監査 ②監査 具体的な内容	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者は、定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
令和7年10月22日	IVその他のリスク対策 3. その他のリスク対策	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
令和7年10月22日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	電話 073-441-2104	電話 073-441-2392	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月22日	VI 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ④主な意見の内容	なし	・基本情報シートのシステム4の住民基本台帳ネットワークシステム ③その他システムとの接続に何も〇が無いが、全く繋がっていないという認識で良いか。 ・”電子記録媒体の使用制限を行なっている”とあるが、使用制限だと悪意を持った者が電子媒体を使用することが可能である。そもそも電子媒体を使用できないようにした方が良いのでないか。 ・評価実施機関とはどこか。 - きちんと評価できる機関かどうか、判断する基準はあるのか。 ・システムの詳細について県職員で詳細まで把握し、委託先が規定されている業務を遂行できるか確認できているのか。 ・基本的に再委託はしないということになっているが、委託先では県の許可のもと再委託を行なっているとのこと。 - 委託先に、自社で全て業務を請け負えるように要請はしないのか。	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
令和7年10月22日	VI 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ⑤評価書への反映	—	なし	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
令和7年10月22日	VI 評価実施手続 3. 第三者点検 ②方法	和歌山県個人情報保護審査会	和歌山県情報公開・個人情報保護審査会	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。